

# 児童福祉施設における 防災計画作成指針

令和8年3月  
石川県健康福祉部

## ま え が き

令和6年元日に発生した能登半島地震及び同年9月の奥能登豪雨は、石川県に甚大な被害をもたらし、児童福祉施設においても、長期にわたる水道などのライフラインの途絶など、災害時の施設運営における多くの課題が浮き彫りとなりました。

児童福祉施設は、地域の子どもたちの安全と健やかな成長を守る重要な役割を担っており、災害発生時においても、施設の業務継続が求められます。

児童福祉施設が、災害時にも継続して機能することで、子どもたちの育ちや学びを途切れることなく支援でき、医療・行政・インフラ・介護・福祉等の分野に従事するエッセンシャルワーカーをはじめ、多くの子育て中の世帯が、家庭の心配を抱えることなく災害対応に集中でき、地域全体の復旧活動が円滑に進むことが期待されます。

県では、子どもの安全・安心の確保の観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等において、利用者の特性や施設周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じた防災計画の策定を義務付けるとともに、災害等の発生時に、利用者に対する支援の継続的な実施や早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）の策定に努めなければならない旨を定めています。

本指針は、平成25年1月に策定した「児童福祉施設における防災計画作成指針」について、能登半島地震等の被災経験を振り返り、その教訓を踏まえて、これまでの防災計画の基本的な枠組みに、業務継続計画（BCP）の視点や、被災地施設へのアンケート調査により把握できた課題や好事例などを取り入れて改定したものです。

各施設においては、災害時に利用者等の生命や身体の安全を守るため、ライフラインが停止した場合等を想定した業務継続の観点を踏まえ、防災計画の作成・見直しに当たり、本指針を参考に、より実効性の高い防災計画を作成していただきますようお願いいたします。

最後に、本指針の策定に当たり、貴重なご意見やご助言をいただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

石川県健康福祉部長 塗師 亜紀子

## 目 次

I	はじめに	1
1	防災計画について	1
2	業務継続計画（BCP）について	2
3	防災計画・業務継続計画（BCP）の留意点	3
II	業務継続計画（BCP）の作成にあたって	6
1	防災計画と業務継続計画（BCP）の位置づけ	6
2	BCP の目標	7
3	児童福祉施設に求められる役割	7
III	平時の災害対策	8
1	災害の想定	8
2	災害の発生に備えて	9
3	体制整備	18
4	避難場所・避難経路等の設定	30
5	保護者等への引き渡しの準備	35
6	訓練の実施	39
7	地域の関係機関や住民等との協力体制の構築	43
IV	災害発生時の対応	
1	地震への対応	45
2	津波への対応	58
3	風水害、豪雪への対応	65
4	感染症への対応	75
5	災害時におけるこころのケア	81
V	避難所としての対応	83
VI	BCP の策定・検証（BCM）	85
1	PDCA サイクルと業務継続マネジメント	85
2	教育・訓練の実施	85
3	BCP の見直し・改善	87
VII	資料編	88

## I はじめに

### 1 防災計画について

本県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「児童福祉施設は、入所している者の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。」と定めています。

また、「石川県地域防災計画」では、児童福祉施設を含む社会福祉施設に対して、具体的な防災計画を定め平素から災害に備えておくことを求めています。

子どもの生命を守るため、日頃から災害対策に取り組むことは、社会福祉施設としての重大な役割です。そのためにも、施設の実情に応じた具体的な防災計画を定め、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化し、職員、保護者、地域の機関等と共有しておくことが重要です。

本指針は、各施設が防災計画に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じた防災計画の作成・見直し等に活用してください。

なお、本指針における児童福祉施設とは、認定こども園、保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童館等を指します。また、幼稚園、放課後児童クラブ等でも参考としてください。

(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抜粋)

(平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行)

第五条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設は、施設防災計画（施設に入所している者の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに入所している者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について職員及び入所している者に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 児童福祉施設は、第三項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

## 2 業務継続計画（BCP）について

県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。」と定めています。

児童福祉施設は、災害発生などの非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても事業の継続性が求められる施設です。

児童福祉施設は、地域の子どもたちの安全と健やかな成長を守る重要な役割を担っており、災害発生時においても、業務が継続されることにより、子どもたちを途切れることなく支援し、医療・行政・インフラ・介護・福祉等の分野に従事するエッセンシャルワーカーをはじめ、多くの子育て世帯が、家庭の心配を抱えることなく災害対応に集中できることで、地域全体の復旧活動が円滑に進むことに貢献します。

児童福祉施設の業務継続計画（以下、「BCP」という。）（※1）策定は、令和7年現在、努力義務（※2）となっており、未策定の施設も少なくありません（※3）。

本指針は、各施設がBCPに盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じたBCPの作成・見直し等に活用してください。

（参考）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行）

第十一条の二 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

※1 地震等の自然災害や感染症のまん延のほか、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等針、体制、手順等を示した計画のことを「BCP」と呼びます。

※2 障害児入所施設については、国の省令や条例により、BCP策定が義務化されています。

※3 能登6市町の通所施設におけるBCP策定率27.6%（8施設/29施設）（令和7年9月18日集計「<通所施設向け>児童福祉施設における防災計画作成指針の改定に関するアンケート」結果より）

### 3 防災計画・業務継続計画（BCP）の留意点

#### （1）防災計画について留意すべき点

防災計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

以下の事項に留意し、いざという時に役立つ防災計画を作成しましょう。

##### ① 人命の安全

防災計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるように作成してください。

##### ② 内容の簡潔化、明確化

防災計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

##### ③ 意見の集約

防災計画を作成するに当たっては、様々な視点から災害への対策を立てる必要があるため、多くの職種、部門の職員から意見を聴取したうえで、作成するようにしてください。

##### ④ 想定する災害

災害には、地震、津波、風水害等の様々なものがあります。防災計画は、施設の周辺地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定したうえで、それらの対策について定めてください。

##### ⑤ 利用者の特性の把握

児童福祉施設は、0歳から18歳まで幅広い年齢の子どもが利用します。施設の種類ごとに利用する子どもが異なることから、各施設において利用者の特性を把握するとともに、その特性に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

## ⑥ 情報伝達手段の確保

災害時は電話やインターネットが使えない可能性があるため、防災計画の作成にあたっては、無線機や衛星電話など複数の情報伝達手段について定めましょう。

## ⑦ 協力体制の検討

災害時は人員や物資が不足する可能性があります。施設単独で対応できる場合もありますが、より確実な対応のため、防災計画作成にあたっては、他施設や自治体、ボランティアとの協力体制の整備や協定の締結なども併せて検討しましょう。

## ⑧ 防災計画の不断の見直し

計画は、様々な災害の発生を想定し、施設の変化に応じて、避難訓練や他施設、地域の事例も参考に、継続的な見直しを行いましょう。

## (2) 業務継続計画（BCP）について留意すべき点

BCPは、実際に業務の維持・継続を妨げるリスクが発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

以下の事項に留意し、いざという時に役立つBCPを作成しましょう。

### ① 人命の安全

BCPの作成にあたっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

### ② 施設機能の維持、早期復旧・再開

非常時にも施設機能が維持できること、仮に事業休止となっても早期復旧・再開できることが必要です。非常時に実施する優先業務等をあらかじめ整理し、業務継続のための対応策を定めてください。

### ③ 内容の簡潔化、明確化

BCPは、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

#### ④ 意見の集約

BCPを作成するに当たっては、様々な視点から災害や感染症等への対策を立てる必要があるため、多くの職種、部門の職員から意見を聴取したうえで、作成するようにしてください。

#### ⑤ 想定するリスク

想定するリスクには、地震、津波、風水害等の自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症のような感染症など、様々なものがあります。BCPは、施設の周辺地域の環境や感染症の流行状況等を踏まえ、様々なリスクを想定したうえで、それらの対策について定めてください。

#### ⑥ 利用者の特性の把握

児童福祉施設は、0歳から18歳まで幅広い年齢の子どもが利用します。施設の種類ごとに利用する子どもが異なることから、各施設において利用する子どもの特性を把握するとともに、その特性に合わせた適切な情報伝達や避難方法を定めてください。

#### ⑦ 情報伝達手段の確保

災害時は電話やインターネットが使えない可能性があるため、BCPの作成にあたっては、無線機や衛星電話など複数の情報伝達手段について定めましょう。

#### ⑧ 協力体制の検討

災害時は人員や物資が不足する可能性があります。施設単独で対応できる場合もありますが、より確実な対応のため、BCP作成にあたっては、他施設や自治体、ボランティアとの協力体制の整備や協定の締結なども併せて検討しましょう。

#### ⑨ BCPの不断の見直し

BCPは様々な災害の発生を想定し、施設の変化に応じて、避難訓練や他施設、地域の事例も参考に、継続的な見直しを行いましょう。

## Ⅱ 業務継続計画（BCP）の作成にあたって

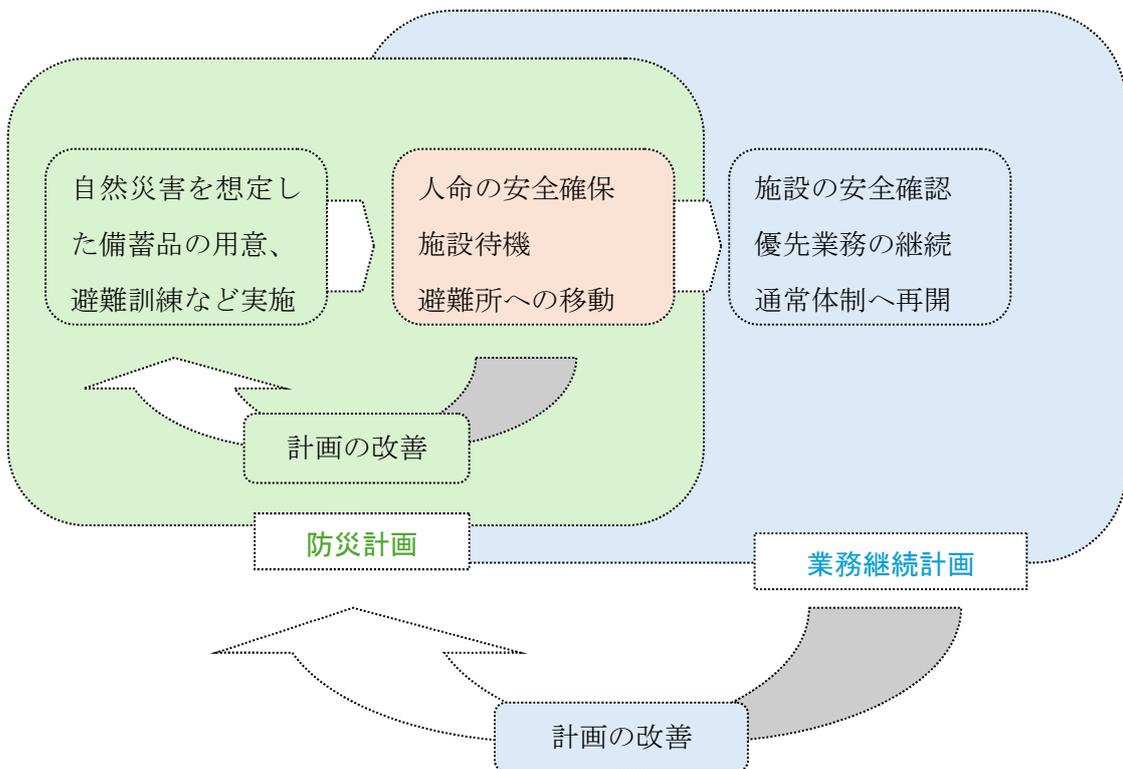
### 1 防災計画と業務継続計画（BCP）の位置づけ

防災計画は、災害発生時に子どもの生命を守るための「初動対応」や「避難体制」を中心とした計画です。

これに対し、業務継続計画（BCP）は、災害後も児童福祉施設の機能を継続・早期復旧するための対応を中心とした計画です。ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても優先業務を継続できるように、事前に必要な準備を行うために作成します。

防災計画と業務継続計画（BCP）の比較図

項目	防災計画	業務継続計画（BCP）
想定するリスク	地震、津波、台風、大雪など <u>主に自然災害</u>	自然災害、事故、社会的混乱など <u>あらゆるリスク</u>
目的	災害から人命を守る (人やモノを守る)	業務の継続と早期復旧の実現
時間軸	災害発生前～発生直後	災害発生後～業務再開



## 2 BCP の目標

BCP の目標は以下の 4 点です。

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護等を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

※ 災害時の具体的な優先業務については、資料編 P103～106 を参考にしてください。

## 3 児童福祉施設に求められる役割

児童福祉施設は、地域全体で子どもの健康と安全を守る社会的意義のある公的な施設です。児童福祉を担っていることから容易に業務の休止等を行えない、非常に重要な社会インフラです。

利用する子どもには乳幼児等の要配慮者が含まれており、大人によるケアが不可欠です。そのため、特に入所施設では、災害時や感染症が拡大している場合でも、業務の継続を第一に考えていくことが求められます。

### Ⅲ 平時の災害対策

#### 1 災害の想定

##### (1) 施設の立地条件の確認と災害予測

災害に対処するには、起こりうる災害について知ることが重要です。施設の立地場所やその周囲の環境によって、発生が予測される災害が異なるとともに、災害の発生時又は発生後における対応も異なります。市町では地域防災計画や、洪水や液状化のハザードマップ等を作成するほか、地震（活断層の位置）、水防（河川等氾濫）、一般（風水害、土砂崩れ）の区分ごとに、過去の災害発生状況、調査図、想定区域図、危険箇所の災害履歴等の資料を揃えているところもありますので、市町の担当課に問い合わせたうえで、それらを活用し防災計画作成等の前提となる災害の想定をしっかりと行ってください。また、土地の標高については、国土地理院がホームページ等（国土地理院「地理院地図（電子国土WEB）」）で資料を公開していますので、参考としてください。

ただし、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨等、これまでの想定を超えるような災害も発生しており、災害への対応に当たっては、現状の災害予測を過信せず、可能な限り準備しておくことも必要です。

##### (2) 二次災害への対応

地震や津波等による直接の災害はもとより、これに伴う二次、三次災害（火災、がけ崩れ、土砂災害、液状化現象、河川の氾濫等）についても注意を要します。

これらも視野に入れた対策に取り組み、災害発生時における最悪の事態を想定した対応を検討してください。

## 2 災害の発生に備えて

### (1) 施設の立地場所

子ども等の安全を守るためには、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地することが重要です。施設の建て替え等の際に移転等を含め、立地場所を十分検討してください。移転や建て替えが難しい場合であっても、近隣に急傾斜地や河川がある場合等、地震や豪雨等の災害時に土砂崩れや氾濫等の危険が想定される場合には、そうした危険性を踏まえた避難等の判断基準を定める等の対策を講じてください。

### (2) 施設構造等の把握

事前に、施設内の各部屋の設備や構造を踏まえた上で、災害時に比較的安全な場所、何らかの危険が想定される場所を確認しておいてください。確認にあたっては、非常口の有無や、火元の有無、海拔高度など、地震やそれに付随する火災や津波等、各種災害のリスクを具体的に想定するようにしてください。

これらの確認をしておくことは、発災時に施設に留まらなければならない場合の施設内避難場所の判断や、外部への避難経路を選定する際に有効です。

### (3) 施設設備等の対策

子ども等の安全を守るためには、施設設備への防災対策が必要です。施設の耐震化やライフラインの確保に努めるほか、施設内外の遊具等や調理器具等の落下や倒壊を防止し、被害を最小限に抑えるよう対策するとともに、子どもの安全な避難経路を確保してください。

また、大規模な災害が発生した場合に、即座に救護活動が行われない可能性があるため、最低3日間（可能なら7日分）は施設で生活ができるよう各種対策を行ってください。

#### ① 共通項目（ライフラインの確保）

- ア 通信手段の確保（災害時優先電話、衛星電話等の確保）
- イ 水道の代替手段の確保（災害時飲料水貯水槽等の設置、水の備蓄、自治体の給水拠点等の把握、井戸や雨水貯留設備等）
- ウ 下水道の代替手段の確保（簡易トイレの確保等）
- エ ガスの代替手段の確保（灯油等の備蓄、24時間営業石油販売店の把握等）
- オ 電源の代替手段の確保（自家発電装置の設置、発電用燃料の確保、懐中電灯の確保等）

## ② 地震災害

- ア 昭和56年以前に建てられた施設については、旧耐震基準に基づき建てられているため、耐震診断を受診するとともに、必要に応じて耐震補強の対策を講じ、耐震性を確保する
- イ 大型の遊具等不安があれば耐震診断を行い、必要な補強工事を実施
- ウ 門柱やブロック塀等、耐震性が低い場合には補強工事を検討
- エ 屋根の状態の点検又は危険箇所の補修・改善
- オ 消火器の設置場所・有効期限を確認
- カ 自動火災報知設備の点検又は更新
- キ 配管類の接合部を補強し、切断や抜け落ちの危険を防止

### 旧耐震基準と新耐震基準の違い

旧基準は「震度5程度の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提とし、新基準（昭和56年6月）は「震度6強から7の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提としています。

〈出典〉建築基準法 性能評価制度解説書

## ③ 津波・風水害・豪雪等

- ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施
- イ 排水溝のごみや泥を除き、排水を点検
- ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止
- エ 屋根瓦や雨戸等の点検、補修
- オ 鉢植えや物干し等飛散するものをなるべく置かない
- カ 大きな木の枝が折れないよう、樹木を剪定
- キ 窓ガラスが割れないよう、飛散防止フィルムで予防

## (4) 備品等の対策

### ① 備品等の転倒・落下防止

備品等が転倒・落下すると、子ども等や職員が負傷し、避難の妨げにもなります。次の点について予防策を検討してください。

- ア 調理室等において、火気を扱う調理器具等が固定されていることを十分確認する。

- イ ピアノやテレビ等、重量がある備品は転倒防止策を講じる。
- ウ タンス、ロッカー、机等の大きな家具や冷蔵庫等の電化製品は、床、壁に金具等で固定する。
- エ 天井から吊り下げられている照明器具は、鎖等で補強する。
- オ 棚や戸棚に置いてあるものは、振動で落下しないよう工夫する。

## ② 避難経路の確保

廊下、階段、出入口、食堂、ホール内等は、転倒して避難の妨げとなる不必要な備品を置かないようにしてください。

## ③ 入所施設の注意

入所施設においては、入所児童等の居室の家具の転倒防止に加え、落下の危険があるものを高所に置かぬよう確認し、入所児童等に対しても日頃から指導を行ってください。

### 落下物から子どもを守るための環境づくり

#### ～済美幼稚園(金沢市)における取組例～

地震発生時におけるリスクの一つが「落下物による負傷」です。

家具の転倒対策は広く浸透してきましたが、実際の地震では、掛け時計、教材、ガラスなどの比較的小さな物の落下も、子どものケガや逃げ遅れにつながる可能性があります。

こういった課題に対しては、子どもが主に活動する場所において、物の配置の高さを低くするなどの工夫も有効です。(例：物を置いたり、壁にかけたりする高さを決め、壁にマスキングテープ等でラインを引く。(右写真参照))

こうした工夫は、大規模な改修を必要とせず、落下物の危険を最小限に抑え、地震時に子どもが速やかに安全に避難できる環境を整えることにつながります。



参考：遊戯室の壁に 140cm の高さにテープで目印

#### (5) 危険物の管理と保管

二次、三次災害を防止するため、火気使用器具（ガスコンロ等）や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討してください。

- ① ガス供給元栓の場所の確認
- ② 自動遮断装置の有無をガス供給事業者へ確認し、無い場合には設置を検討
- ③ 設備や器具は、感震自動遮断装置があるものを選ぶ
- ④ 薬品、可燃性危険物は、火気がなく落下の危険がない場所に保管
- ⑤ プロパンガスボンベは、金具と鎖で固定
- ⑥ 地下や屋外に設置している水・油タンク等の日常点検

#### (6) 緊急時の備蓄

災害が起きた直後は、食料・水の確保が満足にできなくなることが想定されます。救援活動が受けられるまでの間の食料・水は各施設で備えましょう。

#### **備蓄が推奨される食料・水の目安**

最低3日分（可能なら7日分）を目安に準備します。

- ◇食料品 レトルト食品・アルファ化米・インスタントラーメン・カップみそ汁等
- ◇飲料水 一人につき、1日3リットル程度必要

〈出典〉消防庁・防災マニュアル

#### その他の例

- ・ ミルク（水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクが便利、  
粉ミルク用の水は軟水が望ましい）
- ・ レトルトや瓶入りの離乳食
- ・ 塩味が少ないお菓子やチョコレート等
- ・ 缶詰入りのパン等
- ・ ビタミン剤（子ども用、おやつ感覚で食べられるようなもの）
- ・ その他適宜好きなものを

災害時は、限られた職員数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいため、備蓄食料はアレルギーフリーにしておき、間違いを防ぐことが重要です。

また、食料品には賞味期限があるため、定期的に確認し、買い替える必要があります。特に日常的に使用する食品については、通常の使用量に加えて備蓄日数分を上乗せして購入し、使用しながら備蓄する日常備蓄の方法を取り入れるといつも新しいものを備蓄できます（ローリングストック）。

災害時には、長期にわたりライフラインが使用できなくなることが想定されるため、過去の災害も踏まえ、様々な備蓄品を準備しておく必要があります。トイレの設置方法や、おむつの処理方法（汚物の一時保管場所等）もあらかじめ検討しておきます。また、備蓄に当たっては、津波等を想定して、2階以上で保管するなど、水に浸からない工夫も必要です。

以下の物品を有効な備えの例として検討してください。「1人当たりの使用数量×最低3日分（可能なら7日分）」が備蓄数量の目安となります。

分類	備蓄品
電源・照明関連	太陽光発電、蓄電池、発電機、携帯充電器、懐中電灯、手回し充電式ラジオ、乾電池 等
調理・燃料関連	カセットコンロ、燃料、燃料用ポリタンク 等
寒さ・暑さ対策関連	冷暖房器具、カイロ、冷却材、扇風機 等
衛生・感染症対策関連	簡易トイレ、消毒液、マスク、プラスチック手袋、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ウェットティッシュ、防護服、フェイスシールド 等
救急・医療関連	ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾、体温計、鎮痛剤、胃薬 等
生活用品関連	タオル、毛布、衣類（着替え）、紙皿、紙コップ、食具（スプーン・フォーク等）、プラスチックや使い捨ての哺乳瓶・乳首、レジャーシート、寝具（子どもを保護者へ引き渡すまでに1日～数日が経過することが考えられるため）、多言語翻訳機器 等
浸水対策関連	土嚢、水嚢、止水版 等
安全・避難誘導関連等	ヘルメット、ホイッスル、拡声器
医療的ケア児関連	医療機器・薬の予備、医療機器用の非常用電源（外部バッテリー等）、非常食（経管栄養、離乳食、とろみ剤） 等

各種備蓄品の在庫や保管場所については、定期的に施設職員全体で情報共有し、必要時には誰でも必要な備蓄品を取り出せるようにしておくことが重要です。

### 令和6年能登半島地震から見えた「水と衛生」の備えの重要性

令和6年能登半島地震は、児童福祉施設における災害対応の在り方に多くの示唆を与えました。

本指針の改定にあたり能登6市町（輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）の児童福祉施設を対象に、アンケート調査を実施したところ、被害を受けた設備・ライフラインとして最も多く挙げられたのが「上下水道」でした。

発災後1週間を経過しても、上下水道が使用できない施設が多数あり、衛生環境の悪化などのリスクが高まり、子どもの健康を守る上で課題となりました。

このような状況を踏まえ、アンケート調査においても、施設職員からは必要性を感じた備蓄品として、「水」「簡易トイレ」「紙皿・紙コップ」との回答が多くあり、これらは、発災直後だけでなく、発災後1週間を経過しても継続的に求められていました。

災害はいつ起こるか分かりません。「水と衛生」に関する備えは、子どもの健康を守るための優先事項として位置づける必要があります。令和6年能登半島地震を教訓に、上下水道などの設備・ライフラインが長期間使用できなくなった場合にも対応できるよう備蓄品を再点検することが求められます。

以下、被災した児童福祉施設の職員からの声です。

- ・（困ったものとして）1番は水です。水の重要性を改めて感じ、備蓄としても、どれだけあっても構わないものだと感じました。
- ・災害が起きて何が必要であるか経験してみないと分からないです。水・電気がない生活をしてみると何が必要か分かると思います。備蓄はたくさん準備しておくこと。災害が起きたら身の安全に気をつけて、命を守ることが一番大事です。

## （7）非常時に優先的に実施する業務の整理

### ① 自然災害

自然災害時に優先的に実施する業務は、「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、次いで「防寒・避暑対策」です。また、災害時に保護者が帰宅困難な状況である、一斉帰宅抑制のために迎えに来られない状況であるために、子どもや対応する職員が一定の期間、施設内に留まることが考えられます。そのため、「宿泊対応」も優先的に実施する業務となります。

## 通所・入所別のポイント

### (1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

利用する子どもの保護者と連絡をとる、または情報を共有し、子どもの引き渡しを進めます。ただし、保護者への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、子どもとともに保護者も施設と一緒に避難行動をとるようにすることも重要です。施設の被害の状況によっては業務の休止、一部縮小（開所時間の短縮、開所日数の減少、1日あたりの利用者数の制限、安全が確認できない部屋・園庭等の利用停止、予約制の導入、給食を支援物資で代替、弁当持参を保護者に依頼など）を検討します。

業務の休止、一部縮小にあたっては、市町とも相談し、以下の観点を踏まえた上で、判断してください。

- ・ライフライン（電気・水道・ガス）の状況
- ・施設の安全性（建物・設備・衛生環境）
- ・職員の出勤状況
- ・全ての子どもへの平等な食事提供の可否（認定こども園、保育所など）
- ・施設の孤立状況、交通状況
- ・行政・関係機関からの支援の可否

なお、認定こども園や保育所などで、被災により通常の食事提供が難しく、やむを得ず、保護者に弁当の持参を依頼する場合であっても、弁当を用意できない状況にある家庭の子どもに対しては、備蓄品や支援物資の活用、近隣施設との連携等により食事を提供し、可能な限り、子どもに不利益や格差が生じないように努めてください。また、食料支援については、平時から市町と十分に協議しておくことが望ましいです。

（P26,43参照）

### (2) 入所施設の場合（児童養護施設など）

入所施設においては、日中と夜間では職員の人数が異なるため、非常時には、職員の数によって対応できる業務が異なります。また、被害の状況によって、対応可能な業務の範囲も異なることから、優先的に実施する業務とその判断基準の考え方をあらかじめ検討しておくことが重要です。

## 年齢別のポイント

### ○乳児・幼児

乳幼児期の子どもは大人のケアが無ければ健康と安全を確保することができない場合が多いため、利用する子どもの発達段階等に応じた生命の維持のための支援を優先的に実施します。

## 障害のある子どもがいる施設の優先業務

障害のある子どもの場合、その症状は様々です。同じ障害であっても、個人差が大きいため、子どもの症状や状況、心理状態によって求められる対応が異なることを前提に優先すべき業務を検討することが重要です。

- ・ 投薬や服薬の介助を優先することを検討する必要があります。
- ・ 身体障害がある場合、自ら安全に避難することが難しいことが考えられ、知的障害・発達障害がある場合、通常と異なる状況に対し、パニックになる可能性があります。こうした特に支援が必要な子どもの安全確保や避難行動を優先します。

## 医療的ケア児がいる施設の優先業務

医療的ケア児については、日常的に必要となる医療的ケアの内容や頻度、使用する医療機器の種類、電源の確保状況などにより、災害時に求められる対応が大きく異なります。平時から、保護者・主治医等と連携し、個々の子どもの状態に応じた支援体制を整理し、災害発生時に優先すべき業務を明確にしておくことが重要です。

こども家庭庁では、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン（令和6年3月）」を発行し、詳細に対応すべき事項を示していますので、参考としてください。同ガイドラインでは、例えば、以下のような留意事項が示されています。

- ・ 人工呼吸器、吸引器、経管栄養など、生命維持に直結する医療的ケアが必要な場合は、これらの継続を最優先とします。
- ・ 電源が必要な医療機器を使用している場合は、停電時に、非常用電源（外部バッテリー、蓄電池、発電機等）の確保や手動式の医療機器の使用が必要です。平時から準備しておきましょう。
- ・ 避難時には、医療機器や必要物品の持ち出し、移動時の安全確保、ケアの継続が可能な避難先の確保など、個別の状況に応じた対応が求められます。
- ・ 医療的ケアに関する情報（ケア内容、食事の形態、服薬情報、アレルギーの有無、かかりつけの医療機関・担当医師等）を平時から整理し、災害時に迅速に共有できるようにしておきましょう。

## ② 感染症

感染症対策として、優先的に実施する業務の判断基準は「感染症の予防および生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」が考えられます。地域や施設内の感染症の流行状況によって対応できる職員の人数や感染拡大防止の業務量が異なります。施設の職員が感染の可能性が高い者や感染者等となったり、施設内で感染者等が発生したりして、通常業務の実施が困難な場合には、優先的に実施する業務を実施し、施設の開所を継続するよう努めます。

施設の特徴別の優先的に実施する業務は、次のポイントを参照してください。なお、優先的に実施する業務を検討する際は、感染症の流行により、最大で職員の約40%が欠勤する可能性があることに留意してください。

### 通所・入所別のポイント

#### (1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

保護者等による送迎など、施設へ出入りする人が多くリスクが高いため、入館管理を行い、感染症の予防を徹底することが重要です。通所施設の感染症発生時の優先的に実施する業務の事例については、資料編P105を参考にしてください。

#### (2) 入所施設の場合（児童養護施設など）

施設内の感染拡大を防ぐことが最も重要です。特に乳幼児は、自ら感染症の予防行為・予防行動をとることは難しいため、職員による予防のための業務を優先します。

また、自ら感染症の予防行為を取ることができる子どもには、予防行為に協力してもらうことも有効です。入所施設の感染症発生時の優先的に実施する業務の事例については、資料編P106を参考にしてください。

### 3 体制整備

#### (1) 職員や施設内外との連絡体制の整備

災害発生時には、職員間や外部との連絡が重要となります。

特に、入所施設については、夜間や休日等職員が少ない時間帯に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。また、電話やメール等の通常の連絡手段が使えない場合に備えて、緊急時の連絡方法を検討してください。（P19参照）

施設長等の施設職員は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような防災組織体制づくりに努めてください。

#### ① 職員間や関係者との連絡体制の整備

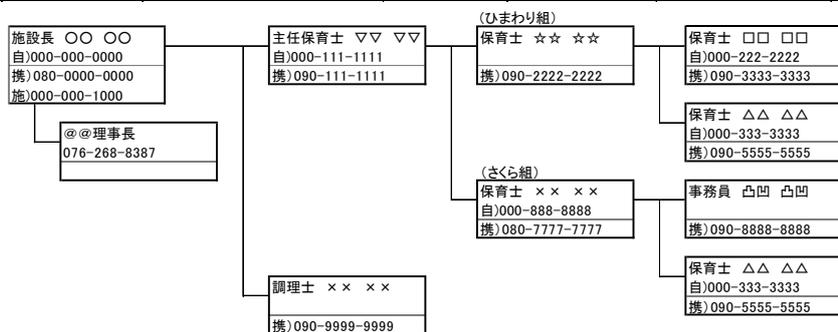
災害に備えて、職員間の災害時連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、各職員が携帯するほか、施設内の同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また職員以外にも、関係者の連絡先を記載してください。特に、県や市町の防災担当課、児童福祉担当課と連絡が取れるよう、連絡先を確認してください。

この他、関係者の例としては、町内会、ボランティア団体、消防署、警察、嘱託医、設備の管理委託業者等があります。

#### 各連絡先の様式例

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	メールアドレス	通勤時間
施設長	〇〇〇〇	●●市●●町●●丁目1-1	111-1111	090-1111-1111	00000@mail.com	徒歩1分
主任保育士	□□□□	■市■町■丁目3-1	333-3333	090-3333-3333	00000@xxphone.jp	自転車10分
保育士	☆☆☆☆	★★市★★町★★丁目4-1	444-4444	090-4444-4444		車20分
保育士	◇◇◇◇	◆市◆町◆丁目5-1	555-5555	090-5555-5555		車30分
事務員			999-9999	090-9999-9999	00000@xxpc.ne.jp	電車15分



関係先連絡表

分類	名称	住所	電話番号	F A X	備考
自治体担当課	〇〇県子ども政策課				
	〇〇市子育て支援課	●●市●●町●●丁目1-1	111-1111	111-1000	担当:☆☆
消防機関	△△町消防署	▲▲市▲▲町▲▲丁目2-1	222-2222	222-2000	
警察署	□□市警察署	■■市■■町■■丁目3-1	333-3333	333-3000	
施設管理	株式会社☆☆設備営業部	★★市★★町★★丁目4-1	444-4444	444-4000	防火対応
	◇◇電気株式会社法人部	◆◆市◆◆町◆◆丁目5-1	555-5555	555-5000	電気設備
嘱託医	▽▽診療所	▼▼市▼▼町▼▼丁目6-1	888-8888	888-8000	

※緊急連絡先等一覧は、例示以外にも日常生活で関わる全てをリストアップしておいてください。

## ② 非常時の連絡手段の検討

災害時には回線が混雑し、通常の電話やメールが利用できない場合があります。通常の連絡手段が利用できない場合に備え、公衆電話や災害時伝言ダイヤル等の災害時連絡方法を検討してください。

災害時伝言ダイヤルの使用に当たっては、各社のホームページ等で提供されている体験利用を活用し、職員及び保護者等に対して事前に周知して、連絡方法を練習することが重要です。

また、災害時優先電話、衛星電話等の通信手段の整備についても検討してください。

### ア 公衆電話（グレー、緑の発信規制対象外の端末）

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般の回線が制限されますが、一部の公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となります。

### イ 災害時伝言ダイヤル（NTT）

NTTでは回線が混乱する状況の緩和を図るため、地震、津波等の災害発生時に音声による伝言の録音・再生サービスを実施しています。（P22参照）



#### ウ 携帯電話による災害時伝言ダイヤル、災害伝言板サービス

各携帯電話会社では、携帯電話による災害時伝言ダイヤルの他、安否情報等を登録する災害伝言板サービスを実施しています。利用方法については各社のホームページ等で確認してください。

#### サービスを提供している主な携帯電話

NTTdocomo

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

SoftBank

<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

au

<http://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

#### エ 衛星通信

災害発生時には地上系通信網が被災するおそれがあるため、衛星電話、可搬型衛星インターネット設備を予め設置しておくことも有効です。

#### サービスを提供している主な衛星電話

KDDI：インマルサット衛星携帯電話

<https://biz.kddi.com/service/inmarsat/device/>

NTT ドコモ：「ワイドスターⅢ」

[https://www.docomo.ne.jp/info/news\\_release/2023/09/20\\_01.html](https://www.docomo.ne.jp/info/news_release/2023/09/20_01.html)

#### オ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

X（エックス）やFacebookなどのSNSは、過去の大震災で通信麻痺の時にも機能した実績もあるため、活用の検討が推奨されます。

#### ③ 災害時情報共有システム

被災状況等を正確・迅速に把握するため、県や国への報告には、原則として「災害時情報共有システム」を利用するようにしてください。あらかじめログインID、パスワードや作業方法について関係者間で確認・共有を行い、災害発生時にすみやかに入力できるよう体制を整備してください。

## 災害時情報共有システムチラシ

(マニュアル等 : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>)

～児童福祉施設等の皆さまへ～

厚生労働省 WAM

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！  
(簡単・スピーディーに！)

PC・スマホから、被災内容が報告できる

# 災害時情報共有システム

をご利用ください！

地震や台風などが発生したら・・・？

災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール(※)が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告(被害のありなしや被災内容)を行ってください。

このメールアドレスからメールが届きますので、受信設定をお願いします。

Jido-saigai@wamnet.wam.go.jp

① 特徴  
メールが届いたらURLをクリック！IDやパスワードの入力は不要です！(すぐに報告できます！)

② 特徴  
時間の経過で変化する被災状況について、都度、最新状況の登録が可能です！

報告方法の詳細は裏面でチェック！

【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】  
2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で  
すぐできる！

### 1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

災害発生!!

送られてきたメール例

From: jido-saigai@wamnet.wam.go.jp  
宛先: 児童福祉施設等災害時情報共有システム

〇〇保育園 〇〇児童福祉施設等  
〇〇児童福祉施設等(〇〇児童福祉施設)の被災状況報告指示が届きました。  
以下のURLをクリックしてシステムにアクセスし、被災状況報告をお願いします。

アクセスURLの欄(青) : <https://www2.wam.go.jp/>

アクセスURLをクリック！

災害情報確認後、以下の手順で被災状況報告を行います。  
①「報告ボタン」をクリックし、被災状況を入力する。  
②「被災なし」をクリックする。  
③「被災あり」をクリックする。  
④「被災あり」をクリックし、下に続く「人的被害」の状況(人数)の登録を行います。

※本メールは児童福祉施設等災害時情報共有システムから自動送信されています。  
※本システムは児童福祉施設等災害時情報共有システムから自動送信されています。

### 2 被災状況を報告します

被災無しの場合

被災ありの場合

①「報告ボタン」をクリック完了

②「被災あり」をクリックし、下に続く「人的被害」の状況(人数)の登録を行います。

③「被災なし」をクリック

困ったときは・・・

① 被災状況報告指示メールが届いていない場合は、システムにアクセスできません。  
→システムからの連絡用メールアドレスを入力して「メール再送」ボタンをクリックするとメールを受信できます。  
(届かない場合は連絡先P35～参照 (2. 被災状況報告指示メール「ログイン」情報再送)の操作を参照))

② システムからの連絡用メールアドレスや、災害時緊急連絡先の「変更」したい。  
→システムにアクセス後、「アカウント編集」ボタンから修正可能です。  
(届かない場合は連絡先P35～参照 (4.1 アカウント情報編集)を参照))

### 災害時情報共有システムの入力徹底が施設支援の鍵に

災害発生時、児童福祉施設が迅速かつ的確な支援を受けるためには、国が運用する「災害時情報共有システム」への情報入力が不可欠です。

システムに入力された施設の被災状況や必要な支援内容などの情報については、国・県・市町が随時確認し、共有することで、支援の優先順位の検討の際に活用されます。

災害時は、施設職員も被災者であり、混乱の中で業務をこなすことは容易ではありません。しかし、「入力することが支援への第一歩」であることを改めて認識し、平時から入力手順の確認や訓練を行っておくことが重要です。

子ども等の安全を守るためには、施設の状況を正確に伝えることが何よりも大切です。災害時情報共有システムの活用は、単なる報告ではなく、命をつなぐ情報発信であるという意識を持ち、今後の災害対応に活かしていく必要があります。

なお、令和6年能登半島地震の際には、インターネットが使用できない地域もありました。そのような状況においては、電話等の別の手段により、被害状況を県・市町に伝えることにより、県・市町が災害時情報共有システムに入力することも可能です。

## 「災害用伝言ダイヤル（171）」の基本的操作方法

### 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

#### 操作手順

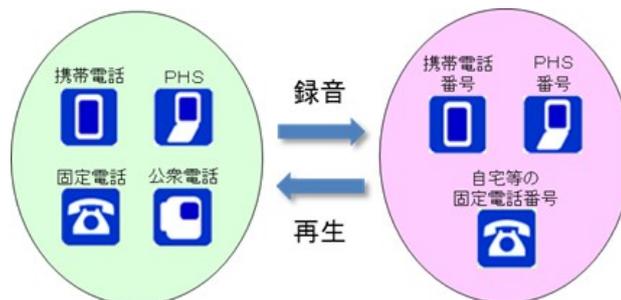
1. 171 をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は 1 を、再生の場合は 2 をダイヤルします。  
(暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。)
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。  
(03等の市外局番で始まる電話番号の場合、**市外局番から**ダイヤルします。)
4. 伝言を録音・再生することができます。

#### 利用できる電話

災害用伝言ダイヤルは、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話から利用可能です。(詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。)

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は 03 等の市外局番で始まる電話番号、携帯電話・PHS の電話番号、IP 電話の電話番号が対象です。

#### <利用イメージ>



#### ※注意点（一部抜粋）

- 伝言録音時間は、1 伝言当たり 30 秒以内です。
- 1 電話番号当たり、1～20 伝言まで登録できます。
- 伝言の保存時間は、登録してから災害用伝言ダイヤル（171）の提供期間が終了するまでであり、保存時間を過ぎると消去されます。
- 登録された伝言は保存期間経過後に消去される以外の方法で削除することはできません。
- 災害用伝言ダイヤルを運営している NTT（東西）の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話から伝言を録音・再生する場合の通話料は無料です。
- 災害用伝言ダイヤル（171）は、NTT（東西）が別に提供している「災害用伝言板（web171）」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

#### 参考リンク

NTT 東日本 HP : <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

操作方法 : <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/images/manual.pdf>

(出典：総務省ホームページ 災害用伝言サービスより)

URL : [https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/net\\_anzen/hijyo/dengon.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html)

## (2) 災害発生時の組織体制の整備

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、子ども等の特性に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

また災害発生時における避難誘導・安全確認班、救出・救護班といった役割に応じた班を作ることで、職員別の役割分担を明確にし、可能な限り具体的な担当内容を定め、職員に周知してください。

### ① 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者（原則として「施設長」とする）を定め、命令権限を一元化し、各班のリーダーを定め、たうえで指揮命令系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるので、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備してください。

特に入所施設では、夜間に発災した場合、日中と比較して施設内で勤務中の職員が少なく災害対応の人員が少ない、総括責任者が不在の可能性が高い、連絡が取りづらいなどの状況が考えられるため、代行者を定めておくことは有効です。

### ② 職員が少数時の対応の検討と職員の参集

災害の発生は時間を選ばないため、職員が少ない時間帯においても災害が発生する場合も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

#### ア 同一法人等での人的支援

同一法人で地域や状況の異なる施設が複数ある場合、他の施設への支援が可能な場合は、同一法人内で支援することが考えられます。

#### イ 他の法人等での人的支援

同一法人等で人的支援の手配がつかない場合は、他の法人等で人的支援が可能か、相互に協力することができるか検討します。あらかじめ相互に協力できる施設を確保し、相談しておくことが重要です。

なお、休日や夜間などは、職員が不在もしくは、少なくなるため、職員の参集基準を定め、出勤していない職員が非常時に参集できる体制を整えてください。

以下の職員参集基準を例として、対応を検討してください。

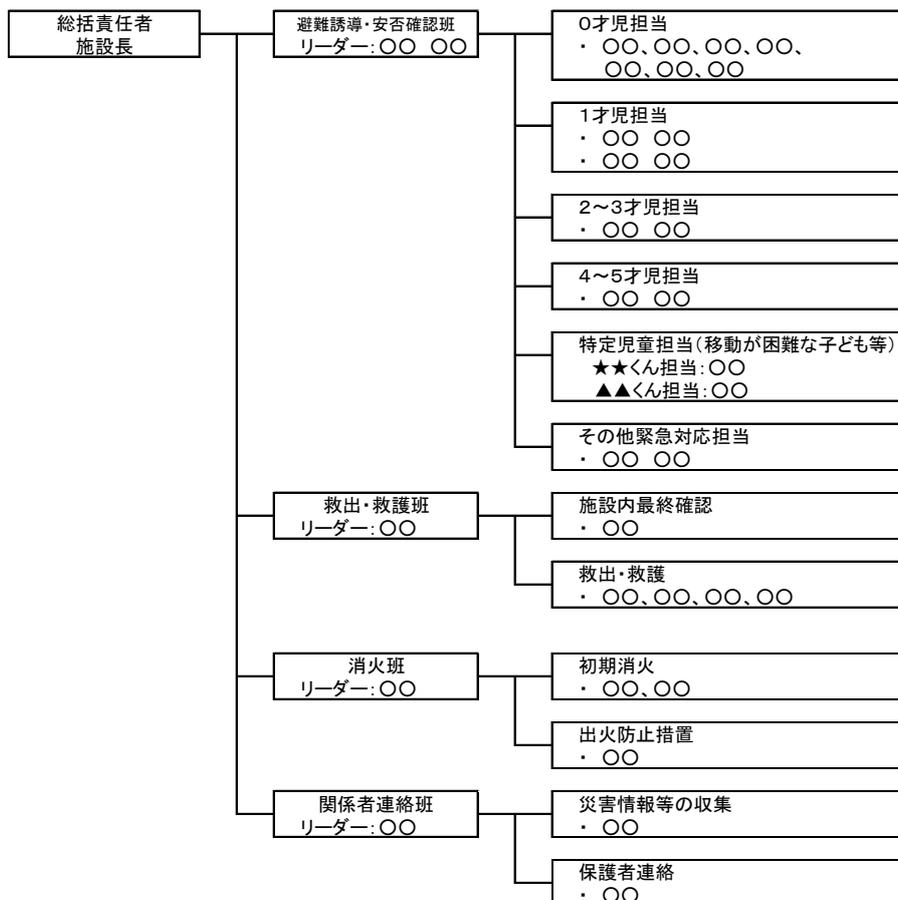
特に、入所施設においては、中高生や母親等、比較的年齢の高い入所者の協力や、近隣のボランティア、地元の自主防災組織や町内会の協力を求めることも視野に入れることも必要です。

### 職員参集基準の例

配備体制	配備基準	出勤区分
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	総括責任者は自宅で待機し、常に出動できるようにする
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	総括責任者及びあらかじめ定めた各班のリーダーは施設へ出勤
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤そのほか、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及びあらかじめ定めた各班のリーダーは施設へ出勤 ・その他担当者は本人、家族の安全が確保され次第出勤

※あくまで参考ですので、各施設で検討のうえ作成してください

## 役割分担表の例①



## 役割分担表の例②(詳細版)

※総括責任者不在時、担当者名簿で一番上の者が総括責任者になること

名 称	リ ー ダ ー	担 当 者	主 な 対 応
総括責任者	施設長 ○○ ○○		<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握</li> <li>避難先、避難の実施方法の決定</li> <li>避難経路の安全確認後、避難指示</li> </ul>
避難誘導・安否確認班	主任 ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の安全確保</li> <li>児童への指示</li> <li>担当組の人数確認</li> <li>避難の誘導</li> <li>非常品の持ち出し(出席簿、連絡表、食料品等)</li> </ul>
救出・救護班	主任 ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内に残る児童がいらないか確認</li> <li>負傷者の救出</li> <li>負傷者の応急手当</li> <li>AED装置などの準備</li> </ul>
消火班	調理主任 ○○ ○○	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>出火防止措置(ガス元栓の確認など)</li> <li>初期消火活動</li> </ul>
関係者連絡班	事務 ○○ ○○	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集</li> <li>区市町等の関係者への連絡</li> <li>保護者への連絡</li> <li>応援職員への依頼業務等、受け入れの調整</li> </ul>

### ③ 人的応援・物的応援の受け入れ

非常時の状況によっては、人的応援や物的応援ともに様々な申し出があることが想定されます。施設から必要な応援に関して情報を発信することも含め、施設側の対応方針や対応窓口・対応者など体制づくりをしておくことも必要です。

情報発信の手段については、ホームページやSNS等の活用も検討してください。また、行政機関等を通じて届けられる物的応援等については、災害発生時に行政機関等から発信される情報を収集し、必要に応じて行政機関等に対し必要としている物的応援の情報を提供するようにしてください。

人的応援や物的応援については、段階に応じて必要な内容や量が変わってくるため、発信する情報については随時更新をすることも必要です。

人的応援については、あらかじめ担当窓口等を決めておき、事前にどのような手伝いの内容をお願いしたいかをまとめ、それに応じた対応方針をまとめておくことでスムーズに受け入れられます。

石川県地域防災計画において、県、市町及び関係機関は、災害発生時において「防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。」とされております。

ただし、災害時には、行政機関や関係機関も緊急対応に追われ、個々の問い合わせにすぐに対応することが難しい場合があるため、地域内でどのようなボランティア団体が活動しているのか、過去の災害時の実績等も踏まえ、日頃から情報収集をしておくことも有効です。

例えば、県では（公財）石川県県民ボランティアセンターのホームページにおいて「NPOボランティア交流名簿」や「令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 石川県災害ボランティア情報」等、ボランティア活動参加企業・団体や活動事例を紹介しています。

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）は、災害時に多様な支援団体をつなぎ、情報共有や調整を行う仕組みを構築しています。このようなネットワークの存在を理解し、情報収集等に活用することも大切です。

日常的に施設に関わっているボランティアの応援は大きな助けとなります。非常時の対応についても事前に話し合っておくことは有効です。ただし、任意の活動が前提であるため、非常時に無理な活動を強いることが無いよう十分な配慮が必要です。

### 受け入れ方針の一例

- ボランティアの食事や寝具はボランティア自身で用意する
- 以前に施設の業務にかかわっていた職員等がボランティアを申し出た場合は、優先的に受け入れる
- 子どもの養護等の手伝いを依頼したい場合には、保健、医療、福祉に関する専門知識がある者や学生を優先的に受け入れる

### 支援は「量」だけでなく「質」も大事

令和6年能登半島地震では、児童福祉施設にも多くの物資や人的支援がありました。支援の迅速さと規模は心強いものでしたが、現場からは以下のような切実な声がありました。

- ニーズに合わない物資が大量に送られてくることもあり、扱いに困ることがあった。
- 支援物資がたくさん届いたときの保管場所に困った。
- 途切れることなく大量の物資が届き、賞味期限が近いものも多く、整理が大変だった。

これらの課題は、支援の「善意」が必ずしも「有効な支援」につながるとは限らないことを示しています。児童福祉施設では、年齢や発達段階に応じた物資が必要であり、一般的な避難所とは異なるニーズがあります。例えば、乳幼児向けの紙おむつやミルク、子ども用衣類などは必需品ですが、成人向けの物資が中心となると活用が難しくなります。

また、施設の構造上、物資を一時的に大量に保管できるスペースが限られていることも多いことから、以下のような取り組みが有効です。

- 支援物資の受け入れ・仕分け・保管に関する事前の計画やマニュアルの整備
- 施設ごとのニーズを明確にし、発災時に迅速に発信できる体制づくり

支援は善意から始まりますが、その善意を最大限に活かすためには、施設側の支援を受ける準備と情報発信が鍵となります。

### (3) 救護用児童一覧の作成

避難や支援が必要になった場合、救護を要する子どもに関する情報が必要になる場合があります。緊急時に県や市町の災害対策本部等へ情報を提供できるよう日頃から準備してください。

作成した一覧は電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。ただし、平常時においては個人情報保護の観点から、管理には十分注意してください。

また災害発生時には、コンピューター等が使用不能となることも想定されることから、子どもに関する情報を常に最新のものとし、バックアップを日頃から行うとともに、外部保存についても検討しておきましょう。

## 救護用児童一覧の様式例

治療時に必要な情報等も記載しましょう  
(傷病記録、アレルギー等)

氏名	年齢	連絡先				服用薬	注意事項	担当者
		①	②					
〇〇〇〇	3歳	母職場	111-1111	母携帯	090-1111-1111	●●●	小麦アレルギー	田中
△△△△	2歳	父職場	333-3333	父携帯	090-3333-3333	×××	××治療中	田中
☆☆☆☆	9ヶ月	父携帯	090-4444-4444	母携帯	090-5555-5555	▲▲		山田
□□□□	1歳	自宅	123-1234	母携帯	090-6666-6666	×××	かかりつけ医連絡先 000-0000-0000	山田
...			...		...			

### いざという時に役立つ！

子どもへ応急処置等を施す際には、傷病記録などの情報があると、スムーズな対応が可能ですが、紙の一覧表等の場合は紛失する可能性もあります。

そのため、子どもが身につけている持ち物（カバン、タオル、帽子等）にこれらの情報を記載したゼッケン等をつけておくと、処置の際に有効ですし、本人確認としても役立ちます。

#### ゼッケンの例

名前	石川 太郎
所属	市立第一保育所 つばき組
連絡先(保育所)	000-0000-0000
連絡先(自宅)	000-0000-0000

#### (4) 登退所時に災害が発生した際の参集基準（通所施設向け）

認定こども園等の通所施設の場合は、子ども等の登退所時に災害が発生することも考えられます。登退所中は連絡がつきにくく、施設への参集を待っているのは全体の避難が遅れることもあります。登退所時に災害が発生した際の施設への参集に関する基準をあらかじめ決めておき、子どもや保護者へ確認してください。外国につながる家庭も増えているので、全ての保護者向けへのわかりやすい周知が必要です。

【例】施設の安全性が高い（避難場所になっている等）⇒ 施設へ集合

施設の安全性が低い（津波浸水区域等）⇒ 各自の判断で避難場所へ避難

## 不特定多数の子どもが利用する施設での対応

### 1 利用者の把握

児童館や一時預かり事業等、施設によっては不特定多数の子どもが利用するため、利用者の把握が困難なものもあります。それらの施設で全ての利用者を把握することは困難ですが、できる限り利用者の把握を行い、災害発生時に消防機関や保護者等への情報提供や連絡ができるように努めましょう。

以下に、子どもの把握方法の一例を示します。

#### (1) 来館時に氏名や連絡先等を記入してもらう

日頃から来館時にできる限り来館者名簿等へ記入を促す等、利用者の把握に努めましょう。名簿等へ記入する氏名・住所等の個人情報については保存期間を設けたうえで適正に管理する旨とあわせ、子どもに呼びかけるほか、お便り等で保護者等へ知らせ、理解を求めることが重要です。

#### (2) 定期的に利用している利用者を把握する

定期的に利用していることが明らかな子どもの場合は、住所、氏名、年齢、緊急連絡先等の情報を登録するよう努めましょう。ただし個人情報になりますので、保護者からの同意が必要です。

上記の取り組みを実施する際は、お便りで保護者等へ案内するほか、近隣の学校等を通じて子ども等に呼びかけてもらうことが有効です。

### 2 逃げ遅れの防止

不特定多数の方が利用する施設の場合は、把握できる限りの人を避難誘導しなければなりません。逃げ遅れがないよう、避難前に館内全体への呼びかけや、確認を行う体制を整えてください。

### 3 避難先や緊急時連絡先等の事前の周知

お便りや近隣の学校等を通じて、保護者等に災害発生時の避難先や緊急時の連絡先を事前に知らせるように努めましょう。

## 4 避難場所・避難経路等の設定

子ども等の生命を守るためには、安全・迅速な避難が重要です。そのためには避難所・避難場所（以下、「避難場所等」という。）、避難方法をあらかじめ設定し、各者が共有する避難計画を作成してください。

### (1) 避難場所等の選定

災害の種類や規模に応じ、施設の構造や立地条件のほか、収容可能な人数、子どもの特性等についても考慮したうえで、市町の担当課とも協議し、避難場所等は複数選定してください。市町が指定した以外の民間施設等を避難場所等とする場合は、受け入れ先と取り決めが必要な場合もありますので、事前に調整してください。

他にも散歩等の施設外活動時に被災した際の避難場所等も検討しましょう。

### 避難場所等選定の目安

種別	避難場所等	建 物
地震	地盤が強く、過去の地震等で地滑り等が発生していない場所	・昭和57年以降に建設、もしくは耐震工事がなされている ・外壁にヒビ等が見当たらない
津波	地域で予想される津波の水位よりも高い場所	鉄筋で3階建て以上
風水害 ・豪雪	地盤が強く、過去の災害で土砂崩れ等が発生していない場所	鉄筋で2階建て以上

### (2) 避難経路の設定

避難経路は複数設定し、避難時に最も安全な経路を選択できるようにするとともに、事前に危険箇所や徒歩・車両による所要時間等を把握してください。

また認定こども園等の施設外での活動が多い施設の場合は、活動場所（散歩のコース、公園等）から避難場所等への経路も設定しましょう。

### (3) 防災マップの作成

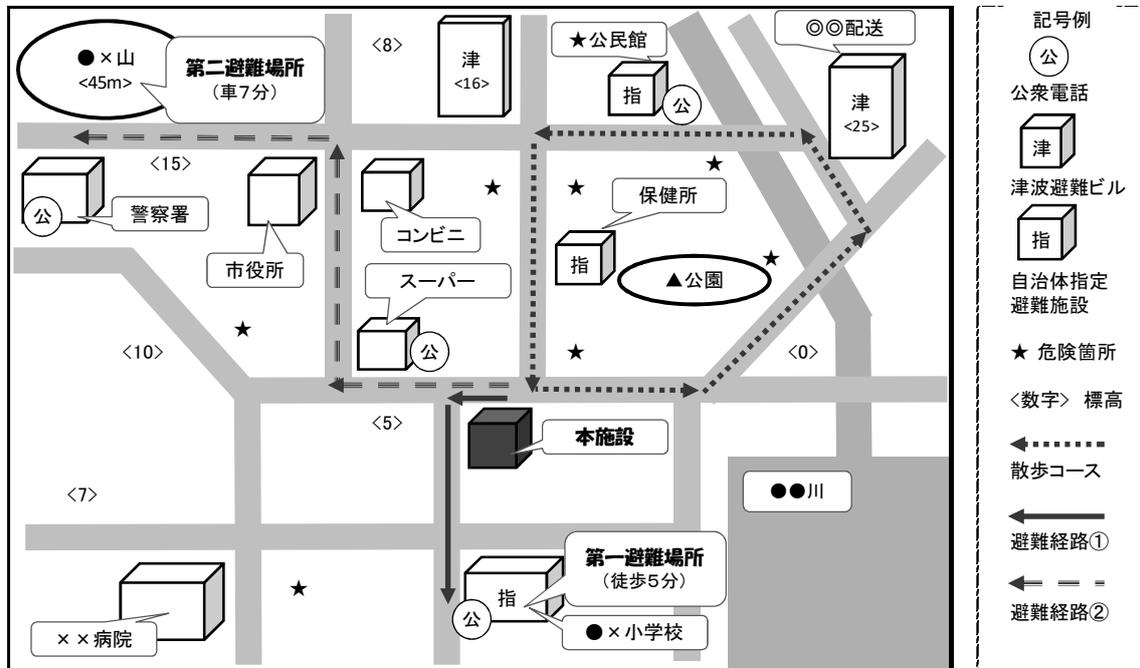
設定した避難場所等や避難経路を記載した経路図を防災マップとしてまとめ、わかりやすい場所に掲示し、子ども、職員、保護者等へ周知してください。

また防災マップは、以下の点についても留意し作成しましょう。

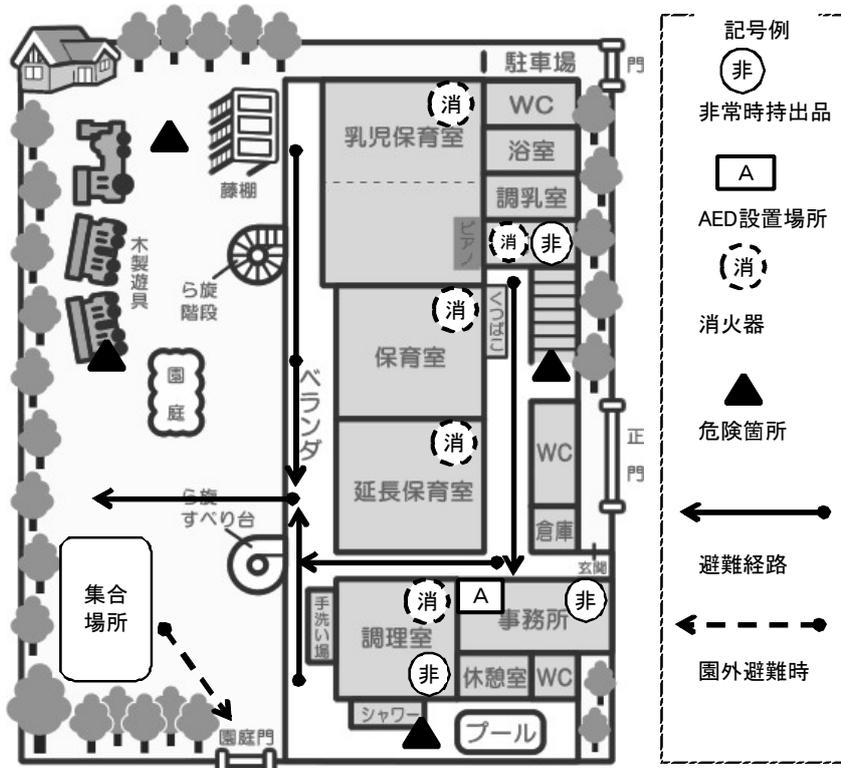
- ① 災害による被害を想定し、周辺の地形、建物・道路等の状況を把握する。
- ② 自治体が指定した周辺の収容避難場所等や、緊急連絡用公衆電話を把握する。

- ③ 複数の避難場所等を設定する。
- ④ 災害発生時の連絡手段として公衆電話の設置場所を把握する。
- ⑤ 実際に経路を確認し、また定期的に点検して、安全確認をする。

### 防災マップの作成例



### 施設内避難マップの作成例



- ・認定こども園等の場合は散歩コースについても記載しましょう。
- ・避難経路、避難場所等は複数設定し、記載しましょう。
- ・危険な場所や消火器等の設置場所が一目でわかるように工夫しましょう。

#### (4) 避難手段の確保

徒歩での避難が困難と想定される場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両のほか、近隣地域住民の協力車両で必要数を確保できる体制を整えましょう。必要数に満たない場合は市町に応援を求める体制を整えてください。

日頃から車のガソリンは半分以下になった場合は満タンにしておく等、災害発生時に使用できるようにしておきましょう。

そのほか、乳児等自主的な避難が困難な子どもについては、個別に避難方法を検討してください（災害用の3人抱っこひも、お散歩カート、ベビーカー等の使用）。積雪時や道路の隆起等がある場合、お散歩カート等は使えないため、手段は複数用意しましょう。

また、万が一避難先や避難途中ではぐれた時のために、子どもを識別するゼッケン等（P28参照）を準備しましょう。

なお、外国につながるのある子どもや口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらないような状況が想定される場合には、文字やイラスト等の方法を併用して、避難誘導するなどの工夫が必要です。

#### **障害の特性に応じた避難手段等の検討**

災害時には、子ども一人一人の特徴や特性を理解し、適切な配慮の下に対応することが必要となります。

##### (1) 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備

自分自身で避難できない子どもや安全に避難行動ができない子どもの避難のため、車いすやストレッチャーなどを準備する。ただし、避難時に車いすやストレッチャーなどの移動に支障がある可能性もあるため、どのように避難させるか検討しておくことが重要です。

##### (2) パニックなどによる二次的被害の防止

精神障害、知的障害、発達障害がある子どもにとっては、通常と異なる状況で不安が強くなる、事態の把握が困難でパニックになる場合があります。そのため、避難行動が

困難となる可能性もあるため、事前に十分な説明を重ねることが重要です。また、避難訓練等を通じてできるだけ避難行動に慣れておくことが、重要となります。

このほか、以下の資料には、各障害特性に応じた配慮事項等についてまとめられていますので、参考にしてください。

- 厚生労働省「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00002.html)

- 国立特別支援教育総合研究所「災害時における障害のある子どもへの配慮」

[https://www.nise.go.jp/nc/report\\_material/disaster/consideration](https://www.nise.go.jp/nc/report_material/disaster/consideration)

#### (5) 持ち出し品の準備

避難先での生活に備え、災害時用持ち出しセットや、避難時持ち出し袋を用意してください。特に、通常の避難場所等で準備することが困難な紙おむつ、柔らからかい食料、常備薬は必需品です。

また、救護用児童一覧（P28参照）や出席簿、引き渡しカード（P35参照）についても、いつでも持ち出せるように準備してください。

施設を利用している子どもや保護者等の情報などの重要書類は、保管場所を決め、日常からまとめておくと非常時にもあわてずに準備が可能です。データはバックアップを取るようにします。

## 持ち出し品の例

乳児担当	幼児担当	担任以外
出席簿 連絡表・引き渡しカード 防災マップ 粉ミルク、液体ミルク 哺乳瓶 ミネラルウォーター(軟水) 離乳食 着替え 紙おむつ ビニール袋 タオル・ウェットティッシュ おんぶひも 筆記用具 笛 等	出席簿 連絡表・引き渡しカード 防災マップ 非常食 着替え(少々) ビニール袋 水 ウェットティッシュ ティッシュペーパー タオル ロープ 筆記用具 笛 等	児童一覧 連絡表・引き渡しカード 防災マップ 非常食 筆記用具 ティッシュペーパー 水 タオル ビニール袋 現金(小銭) 救急キット ラジオ 携帯電話充電器 笛 等

### ポイント！！

- ・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにしましょう
- ・いざという時に取り出せない！ということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置く必要があります
- ・重すぎて持ち出せない、ということがないように注意しましょう

※上記の一覧はあくまで参考です。各施設で必要なものを検討してください。

### 避難所は事前に確認を！

地域の避難所として設定されている避難所では、必要な備品を備蓄している場合がありますが、子どもの避難所として想定していない場合もあり、おむつや粉ミルクといった子どもに必要な備品が備えられていない場合もあります。そのため、避難所においてある備品はあらかじめ確認し、施設からの持ち出し品を検討しておく必要があります。

特に、子どもの精神的な安定のため、おもちゃ・児童書等は対象年齢・発達段階等に応じたものを用意しておくことが望ましいです。

## 5 保護者等への引き渡しの準備

通所施設については、子どもを保護者等へ安全確実に引き渡すことが重要になります。地震・津波等発生時の緊迫した状況で保護者等への対応に追われれば、子どもを守るための貴重な時間がなくなります。不要な混乱を防ぐためにも、あらかじめ引き渡し方法を決めておき、保護者等と情報共有してください。

### (1) 引き渡し場所の確認

施設が倒壊等によって使用不能になった場合を想定し、施設とは別に子どもの引き渡しの場所をあらかじめ定めたいうえで、保護者等から同意を得てください。お便りや懇談会等を通じて保護者等に繰り返し周知し、理解を得ておくことが重要です。

### (2) 引き渡し方法の確認

不要な混乱を防ぐためには、あらかじめ引き渡し方法を決めてください。また、子どもを安全かつ確実に保護者等に引き渡すためには、引き渡しカードの活用が有効です。

#### 引き渡しカードの使い方

保護者等と施設で同じカードを保有し、引き渡しの際保護者等から提示を受けたり、記載内容を本人確認に利用することで、安全な引き渡しを行うことが可能になります。

緊急時連絡・引き渡しカード		保護者印	担任印	
園児名	石川 一郎	性別	男	組(年齢)
				さくら 組
				3 才
住所	〒 000-0000 石川県金沢市〇〇町1-1 (固定電話番号) 000-000-0000		血液型	AB
保護者	石川 太郎	園児との関係	父	
緊急時 連絡先 (優先順)	①氏名	続柄	父	電話
	石川 太郎			000-0000 (職場)
		携帯電話など		080-0000-0000
		メールアドレス		0000@abc.com
	②氏名	続柄	母	電話
	石川 花子			000-0000 (職場)
		携帯電話など		090-0000-0000
		メールアドレス		1111@abc.com
	③氏名	続柄	祖父	電話
石川 五右衛門			000-0000 (自宅)	
	携帯電話など			
	メールアドレス			

・裏面には引き渡し場所の候補地や施設の緊急連絡先等を記入しておくこと、引き渡し方法の情報共有ができます

・施設と保護者等の印を押しておくことで、引き渡し相手の確認になります

・万が一保護者等が引き渡しカードを紛失したり、保護者以外の方が引き受けに来た場合は、緊急時連絡先の内容等で照会が可能です

・持ち出しやすいサイズが好ましいです

利用時記録欄			
引き取り者		園児との関係	
引き渡し日		引き渡し相手名	
避難場所		今後の連絡先	
特記事項			

この欄は実際に引き渡した後に、施設側が記入します。

引き渡した相手、子どもとの関係、引き渡し日等を記入し、避難後の連絡等に活用できます。

### (3) 引き渡しを行う時期の検討

災害が収束していない間に引き渡しを行うと、その後、子どもや保護者等に危険が及ぶ可能性が高くなります。そのため、引き渡し時期は施設の立地状況等から総合的に判断し、警報（危険度が高いと判断される場合は注意報）が解除されるまで引き渡しを行わないよう定め、保護者等に事前に確認してください。

ただし、児童養護施設等に入所児童の保護者等への引き渡しについては、児童相談所が施設等の意見を聞いたうえで決定するため、事前に児童相談所と調整が必要となることに注意してください。

### (4) 保護者以外への引き渡し方法の検討

大規模災害発生時には、父母、祖父母等の保護者が子どもを引き取りに来られないことも考えられます。災害時に保護者以外が子どもの引き取りを希望する場合、事前に保護者が登録した代理人に限り、本人確認を行ったうえで引き渡してください。保護者の同意が確認できない場合は、原則として引き渡しを行わず、施設での待機継続等の対応をします。（P37参照）

### (5) 保護者等への連絡体制の整備

災害発生時には、子どもや施設に関する状況や災害への対応状況について、保護者等へ情報提供することが必要になることがありますので、非常時の連絡体制を整備してください（P19参照）。

ただし、児童養護施設等の入所児童は、保護者等への連絡に当たり配慮を要する場合がありますので、事前に児童相談所と調整してください。

## 被災地での保護者等に対する情報提供方法(例)

### (1) 立て看板の設置

施設の入口やあらかじめ定めた場所に立て看板や貼り紙を設置します。施設の敷地外に設置する場合は、その場所の管理者にあらかじめ承諾を得ておいてください。

### (2) 災害時伝言ダイヤルの使用

災害時伝言ダイヤルの使用を呼びかけます（P19参照）。

お便り等で伝言ダイヤルの使用方法について連絡しておくことも有効です。

#### 提供が必要な情報

- ・避難先
- ・安否情報
- ・引き渡しの方法（引き渡し場所、時間等）

簡潔かつ正確な情報を提供するよう心がけましょう！

### (3) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使用

X（エックス）やFacebookなどのSNSは、過去の大震災で通信麻痺の時にも機能した実績もあるため、活用の検討が推奨されます。

## 通所・入所別のポイント

### (1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

被災時に、保護者等へ引き渡すことが可能か、施設で預かるのか、別の場所へ避難するのか等については、状況に応じて判断することになります。この際、道路事情等から、保護者等が施設に来ること自体が安全かどうかも考慮します。また、保護者等へ引き渡す時には、その後の安全が確保されているかを確認し、安全と判断できない時には保護者等も一緒に施設に留まるようにします。

あらかじめ、利用する子どもの保護者等家族の連絡先を把握し、被災時の引き渡し方法について保護者に周知しておきます。また、避難する場合の避難場所についても周知しておきます。被災時には、電話が使用できなくなる可能性があるため、メールやホームページ等でお知らせする方法も有効です。

### (2) 入所施設の場合（児童養護施設など）

保護者が施設と同じ地域にいるとは限らず、保護者の状況も様々であること、子どもの居場所を秘匿している場合があることから、入所児童ごとの連絡方法をあらかじめ検討し、一覧表にしておきます。入所児童の変更の都度更新し、災害時に備え担当者へ情報を共有します。

### 「つながらない」その時に備える－施設と保護者の共通認識

令和6年能登半島地震では、一部の地域において、電話・インターネットの両方が使用不能となる事態が発生しました。児童福祉施設の職員からは、「大災害時の保護者への連絡手段や受け渡し方法の見直しが必要だと痛感した」との声が寄せられています。

災害時、保護者との連絡が取れない状況は、子どもの安全確保や心理的安定に大きな影響を及ぼします。特に通信インフラが長期間にわたり途絶した場合、施設と保護者の間で情報が共有できず、子どもの引き渡しが困難になることが想定されます。

災害は、予測不能な形で私たちの生活を揺るがします。だからこそ、「通信が途絶えたときにどう動くか」を具体的に想定し、施設と保護者が共通認識を持つことが、子どもの生命と安心を守る第一歩になります。

### 引き渡し困難時に備えた「お泊まり保育訓練」のすすめ

災害時には、保護者への引き渡し計画どおりに進まないケースが多く発生します。

東日本大震災では、交通網の寸断や避難指示により、子どもを施設に留めざるを得ない状況が多数報告されました。（日本ユニセフ協会「岩手県保育所避難状況記録」）

そのため、子どもを安全に留める体制を事前に整えることが重要です。

具体的な取り組みとして、次の方法が考えられます。

#### ○ 「お泊まり保育訓練」を取り入れる

災害時に一時的に「お泊まり保育」へ移行する可能性があります。

保護者の協力を得て、イベントとして「お泊まり保育」を実施することで、子どもに園で泊まる体験を積ませるとともに、園側は課題の洗い出しができるほか、保護者との信頼関係が深まります。

#### ○ 「お泊まり保育訓練」のポイント

訓練は防災目的を前面に出すのではなく、イベントとして実施することで、負担を軽減しつつ自然な形で体験できます。訓練後には、園側で課題を整理し、備蓄や職員体制の改善に活かしましょう。

## 6 訓練の実施

緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するためには、日頃からの訓練が必要です。

### (1) 各種災害を想定した防災訓練の実施

地震、津波、風水害等、様々な災害の具体的な規模を想定した防災訓練を行うことが必要です。職員一人ひとりの役割分担を明確にし、年間を通じた訓練計画を作成し、実施してください。訓練の実施に当たっては、下記の点に留意しましょう。

- ① 様々な場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する。
- ② 子ども自身が自分の身を守る訓練等を検討する。
- ③ 職員が少ない夜間等の時間帯も想定した訓練の実施を検討する。
- ④ 各職員が計画の内容や役割分担、情報伝達体制等について協議し、確認する。
- ⑤ 保護者等や地域と連携した訓練を計画する。
- ⑥ 訓練実施後、課題や問題点等を検証し、見直し・改善を絶えず行う。
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から国や自治体の最新の災害リスク情報等を収集し、訓練に活かす。
- ⑧ 避難経路を園外活動のルートに設定する等、日常生活へ取り入れる。
- ⑨ 地元の自主防災組織や町内会等と合同で、災害時を想定した防災訓練を計画する。

### **訓練は やいばなしで 終わらない**

防災訓練は実施するだけでなく、その後の見直しと評価が必須です。例えば、避難に要した時間等を記録し、時間の短縮や効率化を目指していくことが重要です。

特に、災害時に判断力に乏しい子どもにとっては、反復した防災訓練の実施が特に重要です。実施後はミーティング等で改善点を洗い出し、今後を活かしましょう。

### (2) 職員の防災意識の向上

子ども等の生命を守り、被害を最小限に食い止めるためには、個々の職員が防災に対する知識をもち、実践的な訓練や研修等により、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることが重要です。下記のような取り組みにより、普段から職員の意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 防災に関する研修会等への参加
- ② AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加
- ③ 子どもの安全能力育成のための保育・教育内容、教材等に関する共通理解
- ④ 国が実施する災害時情報共有システムの訓練への参加

### **災害時における偽・誤情報への対応**

令和6年能登半島地震において、SNSは情報収集手段や安否確認手段として寄与していた一方、SNS上では、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が流通したと指摘されています。

災害発生時には、災害情報や避難情報を確実に取得することが重要です。情報を受け取る側が、情報の真偽を検証する「ファクトチェック」を行うことや、デジタルリテラシーの向上のための研修を受講する等の取組が望ましいです。

〈出典〉総務省・令和6年版情報通信白書

### (3) 子どもの安全能力の育成

子どもの安全を守るためには、普段から災害の正しい知識を教え、子どもが安全に避難することができる態度や能力を育てることが重要です。

そのためには、職員が日頃から防災の視点を持って指導を行うとともに、子ども自身が自分の命を守るための行動の仕方が分かるように、避難訓練を繰り返し行い、体験させるよう努めましょう。

### **日常的な積み重ねを**

災害発生時にとるべき行動や避難方法を身に着けるには、定期的な訓練はもちろんですが、日常に取り入れていくことが非常に有効です。

そういった取り組みは、以下のようなものが考えられます。

- ・ 避難経路を散歩のコースに設定し、日頃から歩いてみる
- ・ 災害発生時にとる行動（机の下に隠れる、園庭に出る等）を、日頃の遊びや運動の中に取り入れる

上記は一例です。各施設で工夫し、子ども等の安全能力の育成に取り組みましょう。

### (4) 保護者等の防災意識の向上と連携

災害発生時に子どもを安全に避難させ、保護者等に引き渡すためには、保護者等にも高い防災意識をもってもらうことが重要です。避難場所等や避難方法、保護者等への連絡・引き渡し方法等、各施設と保護者等で情報を共有してください。

- ① 参観日や懇談会等で防災に関する説明を行う。
- ② 保護者等とともに避難訓練を行い、避難経路等を確認する。
- ③ お便り等で避難場所等、引き渡し方法を周知する。
- ④ 防災計画の内容を保護者等に周知する。
- ⑤ 各施設の防災の取り組み等を「施設から親・子から親」へと発信する。

### **不特定多数が利用する施設の場合(児童館など)**

災害時の子どもを守る行動の訓練、避難計画の見直しには、利用する子どもと実際に避難してみることが重要です。

自由来館の施設の場合、事前に避難訓練を告知すると子どもが避難訓練を避ける傾向があり、一緒に訓練を行うことが難しい場合があります。

子どもが参加するイベントや利用する子どもの保護者も一緒に参加できるようなイベントとともに避難訓練をするなど、施設と保護者の連携を図りながら実施をすることも一案です。

#### (5) BCPの不断の見直し

防災訓練実施後に、BCPの内容について、常に見直しを図り、最新のものとしておくとともに、日頃から備品等の安全点検を行う等、随時見直しを図り、改善してください。

- ① 訓練の結果等を踏まえたBCPの不断の見直し
- ② 備品等の転倒防止対策の不断の見直し
- ③ 備蓄品の不断の見直し
- ④ 連絡体制等の不断の見直し
- ⑤ 避難場所等、経路の確認と不断の見直し
- ⑥ テレビやラジオ、携帯電話等の災害・避難情報の入手手段の検討・確認
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、計画の見直しに活かす

#### (6) 訓練における子どもの心のケア

過去に被災した経験がある場合、非常ベルの音を聞いただけで災害時の状況が思い起こされ、パニックを起こしたり、不安定になったりする子どももいます。

こうした状況が懸念される場合は、訓練の際に「あらかじめ非常ベルを鳴らすことを案内する」、「非常ベルを鳴らさずに実施する」といった工夫をすることが有効です。

また、子ども自身に被災経験がなくても、身近な人が被災したり、ニュースを見

聞きしたりしたことを思い出して不安定になる子どももいます。特に大きな災害を経験した地域では、訓練終了後もしばらくの間、普段と変わった様子がないか確認し、必要に応じて保護者とも情報共有しましょう。

さらには、訓練を行う大人も影響を受けることがあるので、心身の健康に配慮しましょう。

## 7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町や消防機関、近隣の病院・診療所、社会福祉施設等と連携をとり、役割分担についてあらかじめ協議するなど、いざという時に協力が得られる体制を構築しましょう。

安全で確実な子ども等の避難につなげるためにも、市町や消防機関などと日頃から連携して、防災協定を結んだり、地区防災計画を策定したりすることは有効です。また、以下のような活動を通じ、日頃から地域住民に施設の存在を知っていただくことが重要です。

### (1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するためにも、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。

### (2) 地域への協力要請

地域との災害時協力関係の確立のため、施設と近隣のボランティア、地域の自主防災組織や町内会の間で、災害時の支援の提供について承諾を得られるように、日頃から相談しておきましょう。

地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、当該計画の対象に自施設の子ども・職員等も地域住民と同様に加えてもらう等して、避難や消防活動に協力してもらえるようにすることが有効です。

また、入所施設の場合は、災害により施設が使用不能となった場合に備え、市町に受け入れ先のあっせんを依頼する等、他の施設との受け入れに関する協定の締結等を検討することも重要です。

### (3) 地域の行事への積極的参加

地域における行事へ積極的に参加し、また、施設における行事に地域の方々を招待する等、地域の方々との交流や情報交換に努め、施設に対する理解を深めていただくよう努めましょう。

### (4) 地域の安心拠点

施設が使用できる場合は、社会福祉施設の使命として、地域の安心拠点としての救援活動を行うよう努めましょう。

その際、防災活動の順位は次のとおりと考えられます。

第一に、施設利用者救護

第二に、地域の被災者への救護活動

なお、地域と連携した災害対応を促進する観点から、認定こども園等の公定価格の算定上、主任保育士専任加算を得るための要件として、令和7年度から「災害時における地域支援の取組」が追加されています。

## 事前に様々な想定を！

### ・避難所は事前に確認を！

地域の避難所として設定されている避難所では、必要な備品を備蓄している場合がありますが、子どもの避難所として想定していない場合もあり、おむつや粉ミルクといった子どもに必要な備品が備えられていない場合もあります。そのため、避難所においてある備品はあらかじめ確認し、施設からの持ち出し品を検討しておくことが必要です。

特に、子どもの精神的な安定のため、おもちゃ・児童書等は対象年齢・発達段階等に応じたものを用意しておくことが望ましいです。

### ・情報収集ルートの確立

災害時は、避難所の開設状況や物資の配布状況等の情報収集が不可欠です。

災害時においても、市町から確実に情報提供がなされるようにするため、情報連携について平時から確認しておくほか、共同して避難訓練を実施するなど、日頃からの協力体制を構築することが重要です。

### ・複数の協力体制の構築

災害時には地域との連携が重要ですが、地域内・地域間、法人内・法人間といった連携などの、重層的な支援体制の検討も必要です。

令和6年能登半島地震の際は、ボランティアの申し出や物資受け入れについて、個々の施設が直接対応するのではなく、関係施設が属する協議会・団体に窓口となり対応した事例がありました。（例：石川県児童養護協議会、オールこども石川）

離れた地域の同じ種別の施設との協働や、同じ専門職のネットワーク構築など、平時に想定をしておき、情報の共有や支援方針をあらかじめ決めておきましょう。

なお、災害時には、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）など、様々な専門支援チームが派遣されることがあり、その活動内容等を平時から理解しておくことで、円滑な連携につながります。

### ・施設種別を超えた地域連携

災害初期には、施設種別を問わず、近隣の福祉施設へ地域住民が避難する可能性があります。このため、平時から施設種別にとらわれず、地域の福祉事業者間で情報共有や合同勉強会を実施し、相互理解と連携体制を強化しておくことが有効です。

## IV 災害発生時の対応

### 1 地震への対応

地震による被害では、施設建物・設備や、電気・ガス・水道などのライフラインへの被害が多い傾向があります。ライフラインが復旧するまでは用意した物品等で業務を継続しなければならない状況も想定されるため、日頃から大きな地震への対応を想定し、有効な対策を考える必要があります。

地震発生後は施設の倒壊や土砂崩れ等の二次災害が発生する恐れがあることから、速やかな行動が求められます。本章を参考に、あらかじめ災害発生時にとる行動を定めておき、平時から訓練等で確認してください。

#### 地震発生時の特徴

大きな地震が起こる際の一連の地震活動においては、本震、余震の段階に分かれており、それぞれ以下のような特徴を示します。

**本震** ある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きいものを言う。最も大きな被害をもたらす。

**余震** 本震後に発生する、比較的規模の小さい地震である。本震の直後に非常に多く発生するが、時間とともに減少する。本震に匹敵する規模の余震が発生することもあるため、本震が収まった後も注意を怠らないことが必要である。

また地震発生時には、以下のような状況が起こると考えられます。

#### (1) 施設内の混乱

利用者等が混乱し、騒然とした状況が生まれる恐れがあります。

#### (2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く。
- ② 行政庁舎が被災した場合、災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない。
- ③ 放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない。
- ④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する。

#### (3) 発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番の職員自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられます。

#### (4) 二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、雪崩、土砂崩れが起きる可能性があります。

<出典>日本の地震活動（地震調査研究推進本部・文部科学省）

(1) 日中の活動時において地震が発生した場合

① 地震の揺れを感じたときの対応

地震発生から揺れが収まるまでは、次のことに留意し、自分の身を守ることを優先する。

ア 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。

イ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る。

ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する。

エ あわてて外に飛び出さない。

オ エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階でおりる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ。

② 地震発生直後の対応

ア 安否の確認と指示体制の確認

(ア) 総括責任者に指揮系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

(イ) 職員は、子ども等の安否及び負傷の程度を確認し、総括責任者に報告するとともに保護者等からの問い合わせに応じる。

イ 職員の招集

総括責任者・職員はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集・参集する。

(基準例 P24 参照)

なお、状況によっては、招集・参集が困難となる場合があるので、以下の観点から総括責任者と職員は、招集・参集の可否について、判断する。(施設において判断基準が定められている場合は、それに留意する。)

- ・本人の安全確保の状況 (自宅の被害状況、負傷の有無、津波警報の発令など避難が優先される場合)
- ・家族の安全確保の必要性 (安否確認、避難の必要性、育児・介護など家庭内での支援の要否)
- ・道路寸断や交通機関停止等による移動の可否
- ・通信状況や地域の被災状況

なお、参集できない者が一定数発生することを前提に、外部からの人的応援の受け入れについての体制づくりも必要となる点にも留意する。( P26 参照)

## ウ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、物資運搬、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう、点検や準備を進める。

## エ 火元の点検と消火活動

### （ア）火元の点検

- ・ 地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する（ガス供給業者へ平常時に確認する。付いていないときは取付けを相談する）が、作動しない場合は施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。ただし調理器具の場合、やけどに気をつける。
- ・ 揺れが落ち着いてから、漏電やガス漏れの有無を確認する。

### （イ）消火活動

- ・ 出火を見つけたら、大声で火災の発生を知らせ、火災報知器を押し、可能な範囲で消火活動を開始する。火災の知らせを受けた職員は、総括責任者や消防署へ連絡する。
- ・ 電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する。

## オ 施設内・避難経路の安全確保

（ア）大きな揺れが収まったら、職員は、子ども等が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性を確保する。

- ・ 戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟み込む。
- ・ ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認、安全な避難経路を確保する。

（イ）倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置する。

（ウ）建物の崩落等の危険を発見したら、大声や拡声器等を使用して周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないよう指示するとともに、ロープ等を張って立ち入り禁止にする。

カ 負傷者の有無確認と救護

- (ア) 負傷者の有無を確認する。
- (イ) 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す。
- (ウ) 医療機器を利用している子ども等のため、電源の確保を行う。
- (エ) 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する。

③ 余震・二次災害への対応と、避難の判断

ア 情報の収集と発信

- (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、県災害対策本部、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う。
- (イ) 施設倒壊の心配がなければ、館内放送等で、冷静な対応を指示する。
- (ウ) 子ども等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。
- (エ) 市町災害対策本部等と連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに総括責任者に報告する。

イ 施設周辺の確認

施設内の天井や柱、壁面等の状況を確認し、施設倒壊の前兆がないか点検する。あわせて「切れている電線」や「ブロック塀の倒壊」等、施設の周辺地域の状況を確認し、二次被害の危険がないか検討する。

また施設が被災した場合は、消防関係機関等に連絡するほか、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- (ア) 地震等の後は、漏電、ボイラーの破損等、二次災害発生原因になるものをすぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る。
- (イ) 給水や発電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。
- (ウ) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する。

## ウ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

地震発生後は土砂災害や津波等の二次災害の発生が考えられるため、市町・警察・消防等と連携し情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

## ④ 避難の実施と避難後の対応

### ア 地域住民等への応援要請

職員数、子ども等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に応援を要請の上、対応する。それでも対応が困難な場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を要請する。

### イ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに子ども等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。特に余震等に十分注意し、逃げ遅れぬよう安全に誘導する。

### 【避難の際の注意点】

- ・ 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、結果を総括責任者に報告する。
- ・ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する。
- ・ 断線した電線により感電しないように気をつける。
- ・ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（P27 参照）や引き渡しカード（P35 参照）は可能な限り持ち出す。
- ・ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（P28 参照）を利用し、混乱を防止する。
- ・ 避難で施設を離れる際には漏電防止のためブレーカーを落とす。
- ・ 避難場所等で体調を崩した子ども等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

#### ウ 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混雑や断線により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、デジタルとアナログを併用した連絡や周知を行い、保護者等や行政への周知に努める。

#### エ 保護者等への引き渡し

避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（P35参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ子どもを引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

保護者等への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、保護者等と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。

#### オ 避難が不要な場合の対応

- (ア) 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食料等を最大限に利用し施設職員が協力して子ども等の安全確保にあたる。
- (イ) ライフライン停止時は、暖房装置が使えないため、毛布、寝具等の準備が必要となる。
- (ウ) 子どもや職員等の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で子どもや職員等の安全を確保する。
- (エ) 総括責任者が施設内に留まる指示を出したときは、職員は速やかに児童等を施設内の安全な場所に誘導する。

### ⑤ 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

#### ア 保護者等への引き渡し

子どもの家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、引き渡しカード（P35参照）を活用し、避難後に安全が確認されたのち、保護者等への引き渡しを行う。引取時の混雑から、人違いで他人へ子どもを引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

イ 他施設への引き渡し

保護者等が被災し、子どもの引き渡しが困難となった場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらうよう依頼する。

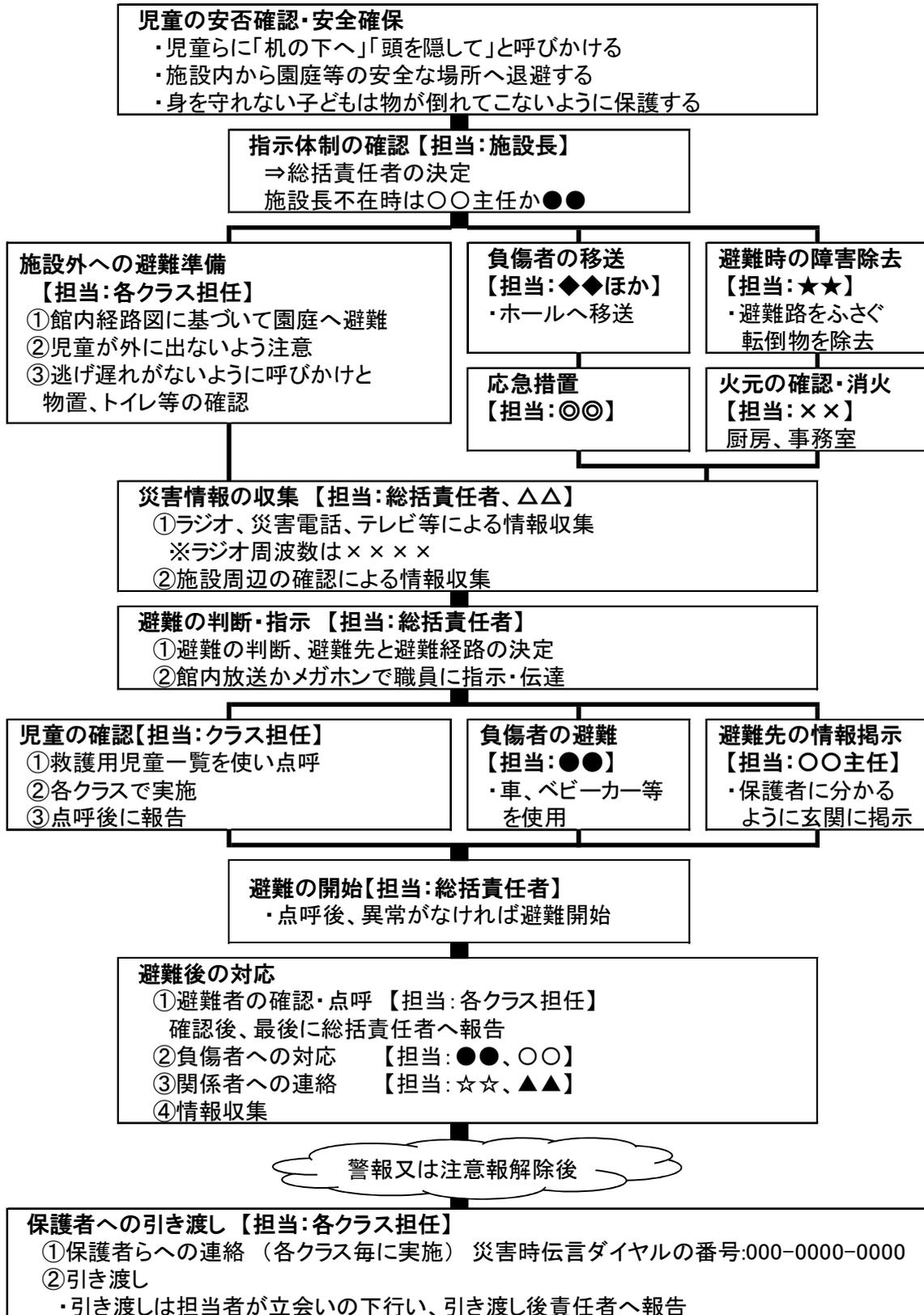
ただし、児童養護施設等の入所児童の保護者等への引き渡しについては、児童相談所が施設等の意見を聞いたうえで決定するため、事前に児童相談所と調整すること。

### 行動チャートの例

※あくまで参考です

各施設で作成しましょう

## 地震発生！！



## (2) 施設外活動時や送迎時に地震が発生した場合

認定こども園等施設外活動が多い施設は、施設外活動時に被災する可能性もあります。特に散歩や公園への訪問、登退所時等の日常活動では、施設長等の総括責任者がその場にいない可能性が高いため、個々の職員の判断を重視した行動が求められます。

事前に災害発生時の避難場所等や避難経路、施設等への連絡体制等について十分に確認しておく必要があります。

### ① 安否の確認と指示体制の確認

子ども等の安否および負傷の程度を確認し、その場に職員が複数いる場合は、その中から臨時の責任者を決定する。

### ② 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備する。

### ③ 施設への連絡

臨時の責任者は、あらかじめ定められた緊急時の連絡手段によって、災害時の総括責任者へ連絡し、判断を仰ぐ。ただし、混線や断線によって連絡がつかない場合もあるので、場合によっては連絡を中止し、各自の判断を優先する。

### ④ 負傷者の有無確認と救護

ア 負傷者の有無を確認する。

イ 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す。

ウ 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する。

エ 場合によっては近隣の住民の協力を仰ぎ、車両等で移送してもらう。

### ⑤ 避難の判断

施設に連絡が取れない場合、臨時の責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた避難先への避難を指示する。

施設へ連絡が取れない場合は、施設が被災している可能性も十分考えられるので、施設へ戻ることも避難を優先する。

## ⑥ 避難後の連絡

避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとる。避難先が不明な場合は市町の災害対策本部や消防機関等に問い合わせる。

## (3) 夜間において地震が発生した場合（入所施設向け）

職員が少数になる夜間において地震が発生した場合、総括責任者の不在や人員不足等の問題が生じる場合があります。

日頃から職員が少数の場合を想定した訓練や災害対応の体制づくりに取り組むことが重要です。

## ① 夜勤者の対応

### ア 安否確認

夜勤者は、子ども等の安否を確認する。

### イ 総括責任者への連絡

総括責任者が不在の場合、子どもの負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求め、必要に応じて消防等にも応援を求める。

万が一、連絡が取れない場合や総括責任者の安否が確認できない場合は、夜勤者の中で臨時の責任者を定め、指示体制を一本化する。

### ウ 火元の点検と消火活動

ガスの元栓を閉め、揺れが収まった後、漏電やガス漏れの有無を確認する。出火を見つけたら、直ちに可能な範囲で消火活動を開始する。

### エ 負傷者の救護

安全な場所へ子どもを移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

### オ 近隣への協力要請

夜勤者のみでの対応が困難で、かつ他の職員の参集が遅れそうな場合、総括責任者、又は臨時の責任者の判断のもと、近隣の住民、町内会、自主防災組織、ボランティア等へ協力を要請する。

② 他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己および家族に支障がない場合、自主参集する。

(4) 発災翌日以降に実施すること

① 発災後2～3日に実施すること

ア 安否確認の継続と問合せ対応の継続：職員・利用する子ども・保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問合せが自治体等からあれば対応する。

イ 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配

ウ ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配

エ 利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保

オ 保護者や行政等への連絡

カ 施設建物・設備の被害箇所の確認と記録

キ 職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施

ク 人的支援・物的支援の対応と地域ニーズへの対応

ケ 避難した場合は避難先での業務継続のための検討

② 発災後2～3日以降に実施すること

優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始めます。状況に応じて通常業務を順次再開・拡大し、通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了します。

ア 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成

イ 施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備

ウ ライフラインの点検・復旧手配、電話やLAN・ネットワーク関係の復旧手配

エ 人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズへの対応

オ OA 機器・備品類の買い替え、買い足しの手配

### 被災後の段階的復旧の重要性

大規模災害発生時においては、全ての児童福祉施設が一律に「通常運営」へ戻ることは困難です。能登6市町の通所施設向けに実施したアンケート結果によると、地震により休止したと回答した27施設のうち、運営再開時点（概ね発災後1か月以内）において、地震前と同様の状態で再開できたのは、約2割（6施設）に留まり、残りの施設は開所時間を短縮するなど、何らかの制限のもと再開することを余儀なくなされました。

これは、施設の損傷やライフラインの途絶、人員不足など複合的な要因によるものです。各施設では、再開時に以下のような対応が取られました。

- ・ 開所時間の短縮（例：通常より早く閉園）
- ・ 開所日数の減少（例：土曜日休業）
- ・ 1日あたりの利用者数を制限
- ・ 給食を支援物資で代替、弁当持参を保護者に依頼
- ・ 予約制の導入
- ・ 施設が避難所となっていたため、館内の一部を区切って児童館機能を再開

こうした事例から、災害時の施設再開については、段階的復旧も考慮した柔軟な対応が必要であることが分かります。

計画には、令和6年能登半島地震の際に実際に行われた上記のような工夫を参考に、段階的復旧のための具体的な選択肢を盛り込むことが重要です。

（令和7年9月18日集計「＜通所施設向け＞児童福祉施設における防災計画作成指針の改定に関するアンケート」結果より）

**命を守りながら進める段階的復旧**  
**～石川県七尾市 幼保連携型認定こども園ひまわりの事例～**

令和6年能登半島地震では、七尾市にある幼保連携型認定こども園ひまわりが、園舎の損傷や断水の影響により、休園を余儀なくされました。園長は「保護者を支えるために一日も早い再開を」と考え、次のような段階的復旧を実施しました。

**① 初動対応（発災当日・翌日）**

- ・園舎の安全確認を実施し、電気以外のライフラインが使用不能の状態であることを確認。
- ・市役所に連絡し、水の確保と仮設トイレの設置を依頼。
- ・民間の設計士に園舎の安全確認を依頼。
- ・固定電話やインターネットが使えない中、携帯電話のテザリングにより、インターネットに接続し、Googleフォームを使用し、保護者や職員と連絡を取る。

**② 発災後2～3日**

- ・職員全員の無事を確認。
- ・園内の状況確認と片付けを実施。
- ・支援物資の受け入れを開始。

**③ 発災後4～6日**

- ・設計士による園舎の安全確認を受け、一部使用不可の部屋を除き保育可能と判断。
- ・ガスの使用可能を確認、仮設トイレを設置。

**④ 保育再開（発災約1週間後）**

- ・水道が復旧しない中、電気やガスを活用し、短時間保育を開始。
- ・食事は簡易なものとし、安全確認済の部屋で保育実施。

**⑤ 長期対応（発災後数か月間）**

- ・園庭は亀裂が入るなどして使用できないため、運動は園舎内のホールを使用。
- ・「命を守る」ことを最優先にし、節分やひなまつり等の恒例行事は中止。
- ・余震に怯える子ども達に先生達が寄り添い、心のケアにあたる。

上記は、発災直後からの柔軟な対応により、園の早期再開につながった一例といえます。発災時の状況等により、最適な対応は異なることに留意の上、段階的復旧の参考としてください。

## 2 津波への対応

津波は海底を震源とした地震等が原因で発生します。遠方で発生した地震が原因の場合は、到達までに若干の猶予があることも考えられますが、近海で発生した場合は避難する時間が非常に限られるため、迅速な対応が求められます。沿岸部等、津波襲来の危険性がある施設では、大きな揺れを感じた場合は直ちに避難を開始してください。

### 津波発生時の特徴

#### (1) 地震発生から津波到達まで

令和6年度能登半島地震では、珠洲市に遡上高3m以上の津波が推定1分で到達した解析があります。(東北大学災害科学国際研究所)

また、東日本大震災では、宮城県石巻市に最大7.7mの津波が40分(国土交通省調査)で到達したとの記録があります。津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、迅速な対応が求められます。

#### (2) 津波は潮が引いた後に来るとは限らない

「津波が来る前には潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、「引き(最初に潮が引く)」で始まるものと、「押し(いきなり襲ってくる)」で始まるものと両方があります。

#### (3) 津波は繰り返しやってくる

津波は繰り返し来襲し、第1波後にさらに大きな津波が襲ってくる可能性もあります。津波警報や注意報が解除されるまでは、警戒をゆるめてはいけません。

#### (4) 小さな地震でも大きな津波が発生する

大した揺れを感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合があります。

#### (5) 津波は速い

津波が陸上に到達した場合、海上よりも若干速度は落ちますが、速度は時速40kmを超えることもあり、徒歩で逃げきることが非常に困難となります。また、津波が河口から河川に流れ込む場合もあり、河川周辺は特に注意を要します。

〈出典〉気象庁ホームページ・津波発生と伝播のしくみ

## 2-1 警報等発表時の対応

津波の規模や発生原因によっては、到達前に警報等が発表され、事前にある程度対処することも可能です。一方で、津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、安全な場所に避難することを第一に考えることが重要です。警報等発表時には冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるよう、本項を参考に平時から確認してください。

津波警報・注意報について		
津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。ただし地震を原因とした津波の場合、地震自体が原因となって警報や注意報の発表が遅れる可能性もあるので注意してください。		
津波警報・注意報の種類		
種 類		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	5m、10m、10m超
	津 波	3m
津波注意報		1m

〈出典〉気象庁ホームページ

### (1) 情報の収集と発信

- ① ラジオ、テレビ、インターネット、県災害対策本部、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外からの情報を収集し、的確な指示を行う。なお、被害状況や市町対策本部会議の情報を収集できるよう、施設が所在する市町との連絡・連携体制の構築に努める。
- ② 子ども等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。

### (2) 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

### (3) 職員の招集

総括責任者・職員はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集・参集する。

(基準例 P24 参照)

なお、状況によっては、招集・参集が困難となる場合があるので、以下の観点から総括責任者と職員は、招集・参集の可否について、判断する。(施設において判断基準が定められている場合は、それに留意する。)

- ・本人の安全確保の状況(自宅の被害状況、負傷の有無、津波警報の発令など避難が優先される場合)
- ・家族の安全確保の必要性(安否確認、避難の必要性、育児・介護など家庭内での支援の要否)
- ・道路寸断や交通機関停止等による移動の可否
- ・通信状況や地域の被災状況

なお、参集できない者が一定数発生することを前提に、外部からの人的応援の受け入れ体制の整備も必要となる点にも留意する。(P26 参照)

### (4) 役割分担

職員の役割分担(情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等)を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

### (5) 火元等の点検

被災時の被害拡大を防止するため、以下の火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急点検

### (6) 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

なお、避難場所等・避難経路の決定に当たっては、可能な限り、近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到達が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込むことも想定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

#### (7) 地域住民等への応援要請

職員数、子ども等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に応援を要請の上、対応する。それでも対応が困難な場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を要請する。

#### (8) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したとき、職員は速やかに子ども等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

##### 【避難の際の注意点】

ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、結果を総括責任者に報告する。

イ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する。

ウ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（P27参照）や引き渡しカード（P35参照）は可能な限り持ち出す。

エ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（P28参照）を利用し、混乱を防止する。

オ 避難場所等で体調を崩した子ども等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

カ 避難で施設を離れる際には漏電防止のためブレーカーを落とす。

#### (9) 警報・注意報解除まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、保護者等への引き渡しについても警報・注意報が解除されるまで行わない。

#### (10) 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や遮断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に

避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、デジタルとアナログを併用した連絡や周知を行い、保護者等や行政への周知に努める。

#### (11) 保護者等への引き渡し

警報又は注意報が解除され、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（P35参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ子どもを引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

保護者等への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、保護者等と利用する子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。

#### (12) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内に留まる指示を出したときは、職員は速やかに子ども等を建物の最上階等の安全な場所に誘導する。
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等についても高所に移動する。
- ③ 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食料等を最大限に利用し、施設職員が協力して子ども等の安全確保にあたる。
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えないため、毛布、寝具等の準備が必要となる。
- ⑤ 子ども等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で子ども等や職員の安全を確保する。

## 2-2 津波発生時の対応

津波の規模や発生原因によっては、警報・注意報発表前に到達する可能性もあり、対応が遅れた場合は致命的な被害を及ぼす可能性があります。そのため、施設の立地条件等によっては、地震等が発生した段階で津波の可能性を想定し行動してください。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、P45「1 地震への対応」も参考としてください。

(1) 避難の判断を早急に行う

東日本大震災では、地震発生後 40 分で最大 7.7m の津波が到達しており、児童福祉施設は自力での移動が困難な乳幼児が多くいることから、特に早めの避難判断が望まれます。

(2) 可能な限り高所へ避難する

避難場所等を選ぶ際は、あらかじめ定めておいた避難場所等の中から、可能な限り近くかつ高い場所を選ぶ。万が一、避難場所等への到着が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物へ逃げ込む。

(3) 警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。保護者等への引き渡しも警報・注意報が解除されるまで行わない。

<b>津波から逃れるために</b>
① 津波の危険地帯では、地震発生時、小さな揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先に考えることが必要です。
② 東日本大震災の発生直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生し、被害を拡大することになりました。避難時に使用できる、渋滞の少ないルートを日頃から検討しましょう。
③ すでに浸水が始まってしまった場合等は、思うように避難できないことも予想されます。このような場合は、遠くよりも高い場所等に避難することも必要です。

## 子どもの命を守るために～宮城県名取市 関上保育所の事例～

宮城県名取市関上にある市立関上保育所は、海拔0m・海岸から400m程度離れた場所に立地しており、東日本大震災の津波を受けて建物は基礎部分以外全て流されました。

しかしながら、施設が大きな被害を受けたにも関わらず、当時いた10名の職員と54名の子どもは、地震発生後から24分で2km離れた中学校まで全員無事避難することができました。

それは、子どもの生命を守るという目的を持って、日頃から実践的な避難訓練に取り組んできた結果であるといえます。

### 保育所が掲げた防災に対する理念

- ① いち早く逃げる（早い決断、判断が必要）
- ② 独自のルートを決める（早く逃げる、渋滞に巻き込まれない道を事前に決める）
- ③ 津波が来ても来なくても逃げる（無駄になっても命を預かる立場として逃げる）

### 関上保育所の避難訓練での取り組み

- 過去の津波被害が少ない地域であったが、過去の津波の高さに過信せず、日頃の防災訓練を高い意識を持って臨んだ
- 通常の避難訓練に加え、職員と打ち合わせしない場合や、責任者不在の場合等の変則的な訓練も実施した
- 周辺に地理感のない保育士さんもいるので、万が一のときに迷わないよう、実際に全ての避難経路を自分で運転して確認させた（裏道等を使用していた）。
- 子どもたちには避難場所等までの道のりを、お出かけ等を利用して覚えさせた
- マニュアルを配ったりするだけでは職員全員が共通理解をしていない場合があるので、各自レポートを出させる等、職員全員の意識が同じになるように工夫した
- 避難計画は周辺の環境等で随時見直しを行い、常に最善の計画となるよう日頃から見直してきた。



### 3 風水害、豪雪への対応

石川県は年間を通じて降水（降雪）量が多く、風水害や豪雪による災害が発生する危険も高いといえます。地域によっては大きな被害も起こりうるため、災害別の対応が求められます。

#### 風水害、豪雪発生時の特徴

##### 風害（台風等）

台風は6～9月頃にかけて、本州に上陸し被害をもたらします。また台風以外でも、竜巻等が発生するケースがあり、注意を要します。平均風速 20mを超えると屋根瓦が飛ばされたり、建物が倒壊する恐れが生じます。

##### 水害（洪水、集中豪雨等）

50 ミリ/時 超の雨が1時間以上続くと、土砂崩れや河川の氾濫等大きな被害が発生する可能性があります。天気予報等の情報からある程度予測は可能ですが、集中豪雨は突如発生することもあるため、河川近隣の施設は特に注意を要します。

##### 雪害（豪雪、雪崩等）

雪の重さは、新雪の場合でも1立方メートル当たり 150kg 以上になるといわれています。雪が固まって根雪になると 500kg 以上にもなる場合があります、木造の建物の場合は倒壊の恐れが生じます。集中豪雨と同じく、豪雪も突如発生することが多いため、注意が必要です。

また雪崩等が発生した場合は付近に大きな被害をもたらす危険があります。

##### （1）一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。天候によってはある程度の予測が可能とはいえ、注意報・警報等が発表される前に大規模な災害となる可能性も高く、注意が必要です。

##### （2）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる場合が多い
- ③ 道路等が寸断され、避難が困難となる場合が多い

〈出典〉気象庁ホームページ

### 3-1 事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。災害発生の可能性がある場合は、気象情報などを踏まえ、避難の可否を判断します。

夜間の避難はリスクが高く困難であること、事前に気象情報などから状況が悪化するタイミングがある程度推測できることから、安全に避難が出来るタイミングをあらかじめ検討しておきます。安全に避難ができ、職員の人数が確保できる日中に避難を開始することが望ましいと言えます。また、風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まることから、浸水の危険性や土砂災害の危険のある地域に関しては、早目に避難することが重要です。

風水害時に、扉の下部の隙間から浸水してることがあります。建物に水が入ってくるのを防ぐため、「土のう」「水のう」「止水板」が有効です。止水板のかわりに板を使う、土のうの代わりに、ごみ袋に水を入れて口をふさいだ簡易水のうも利用できます。浸水が想定される地域や、建物の入り口が周辺道路よりも低い場所にあるような施設では、あらかじめ「土のう」や「水のう」等を備えておく和良好的でしょう。

### 3-2 警報等発表時の対応

風水害や豪雪については、事前に警報等が発表され、前もってある程度対処することも可能です。警報等発表時には情報収集を怠らず、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるように心がけましょう。

#### (1) 情報の収集と発信

- ① ラジオ、テレビ、インターネット、県災害対策本部、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う。なお、被害状況や市町災害対策本部会議の情報を収集できるよう、施設が所在する市町との連絡・連携体制の構築に努める。
- ② 子ども等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。

## (2) 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

## (3) 職員の招集

総括責任者・職員はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集・参集する。

(基準例 P24 参照)

なお、状況によっては、招集・参集が困難となる場合があるので、以下の観点から総括責任者と職員は、招集・参集の可否について、判断する。(施設において判断基準が定められている場合は、それに留意する。)

- ・本人の安全確保の状況(自宅の被害状況、負傷の有無、津波警報の発令など避難が優先される場合)
- ・家族の安全確保の必要性(安否確認、避難の必要性、育児・介護など家庭内での支援の要否)
- ・道路寸断や交通機関停止等による移動の可否
- ・通信状況や地域の被災状況

なお、参集できない者が一定数発生することを前提に、外部からの人的応援の受け入れ体制の整備も必要となる点にも留意する。(P26 参照)

## (4) 役割分担

職員の役割分担(情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等)を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

## (5) 火元等の点検

被災時の被害拡大を防止するため、火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急点検

## (6) 施設等の安全確保

- ① 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する。
- ② 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。

- ③ ガラス破損の時の布製ガムテープを準備する。
- ④ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫等へ備える。
- ⑤ 浸水防止用木材（止水板）、土のう、水のう、金具、工具の準備する。
- ⑥ 車両の安全な場所への移動。

#### (7) 救護活動の準備

- ① 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する。
- ② 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認する。

#### (8) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食料や機材等を点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

#### (9) 生活用品等の保護

浸水等のおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等を高所に移動する。

#### (10) 施設周辺の点検・見回り

施設周辺の点検・見守り等においては、危険な前ぶれ、前兆に注意する。ただし台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出することは差し控える。

水の状況は急変することもあるので、河川や用水路等の状況を確認しに行くことも非常に危険なので差し控える。

#### (11) 避難の判断

総括責任者は施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

また避難場所等・避難経路の決定や避難の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ① 周辺の土砂災害、河川の氾濫等の発生が考えられるため、市町・警察・消防等と連携し情報収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る。
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、子ども等は避難に十分な時

間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる。

③ 河川が氾濫した場合は、車での避難は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に避難を検討する。

④ 市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

#### (12) 警報・注意報解除まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、保護者等への引き渡しについても警報・注意報が解除されるまで行わない。

#### (13) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに子ども等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

なお、職員数、子ども等の状態により避難誘導が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請するとともに、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

#### 【避難の際の注意点】

ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その結果を総括責任者に報告する。

イ 避難誘導は、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動等、安全な誘導に心がける。

ウ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する。

エ 断線した電線により感電しないように気をつける。

オ 避難時持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（P27参照）や引き渡しカード（P35参照）は可能な限り持ち出す。

カ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（P28参照）を利用し混乱を防止する。

キ 避難場所等で体調を崩した子ども等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

ク 避難で施設を離れる際には漏電防止のためブレーカーを落とす。

(14) 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や断線により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、デジタルとアナログを併用した連絡や周知を行い、保護者等や行政への周知に努める。

(15) 保護者等への引き渡し

警報又は注意報が解除される等、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（P35 参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ子どもを引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

保護者等への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、保護者等と利用する子どもを一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る。

(16) 安全に避難することが難しい場合の対応

- ① 総括責任者が施設内に留まる指示を出したときは、職員は速やかに子ども等を建物の最上階等の安全な場所に誘導する。
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等についても高所に移動する。
- ③ 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食料等を最大限に利用し、施設職員が協力して子ども等の安全確保にあたる。
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる。
- ⑤ 子ども等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で子どもや職員等の安全を確保する。

(17) 安全点検

- ① 給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する。

(18) 業務再開

風水害や豪雪が収まり、施設の安全が確保された後に、通常業務を再開します。避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から再開します。

(19) 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

P50「1（1）⑤ 施設が使用不能となった場合」を参考に対応する。

**通所・入所別のポイント**

(1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

- ① 気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする

台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く利用する子どもや保護者等に情報を伝えることが重要です。メールや SNS 等で一斉に情報を送信する、ホームページ上で公開するなど、複数の伝達手段を用意することも有効です。

- ② 開所中に台風上陸や大雨警報等が発令されたとき

風雨が強くなった場合や大雨警報が発令された場合には、安全になるまで帰宅させず施設内に留まるようにします。子どもと職員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は、施設内の安全な場所へ利用する子どもを誘導し、避難を行います。

(2) 入所施設の場合（児童養護施設など）

浸水、土砂災害の危険のある地域やその他状況に応じて、避難をするかどうかの判断を行います。夜間は避難が困難であること、職員も少ないことから、事前に避難をした方がよいことを念頭に避難するかどうか検討します。できるだけ安全ゾーンで待機するようにします。

### 3-3 緊急時の風水害・豪雪への対応

この項では、避難の前に台風の暴風圏内に入る、近くの河川が増水する、豪雪が発生する等、施設に危険が迫っている状況での対応について記載します。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、P45「1 地震への対応」やP66「3-2 警報等発表時の対応」を参考としてください。

#### (1) 施設周辺の確認

施設周辺の状況から、土砂崩れや雪崩等二次被害の危険がないか確認する。また浸水等で既に施設が被災した場合は、消防機関等に連絡するほか、区市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

ア 浸水等で漏電する恐れがあるので、危険な箇所を発見した場合は電力会社又は電気工事業者の判断を得る。

イ 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する。

#### (2) 避難又は施設での待機の判断

河川の氾濫や暴風、積雪によって避難が困難と予想される場合は、救助が来るまで施設内で待機することも検討する。なお、施設内で待機する場合、連絡が取ることができる間に消防機関等にその旨を連絡する。

#### (3) 風水害・豪雪発生時の避難誘導

風水害や豪雪発生時に避難する場合、突然の大雨や強風等に遭遇する可能性もあるため、避難の際は以下の点について特に注意する。

##### ① 風害

ア 突然強風が発生する場合もあるので、風が弱いと感じても注意する。

イ 風が強くなると感じたら、施設に引き返すことを検討する。

##### ② 水害

ア 長靴で避難すると、冠水した際に靴に水が入って動きが制限されるため、運動靴等動きやすい靴を着用することが好ましい。

イ ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所は避ける。

ウ 冠水すると足元が見えにくくなるため、先頭の方は傘や棒等長いもので足元を確認しながら避難する。

エ 危険を感じたら施設に引き返すことも検討する。

### ③ 雪害

ア 屋根雪が落ちてくる可能性があるため、建物付近を歩く際は注意する。落雪が見込まれる場所については、あらかじめ立入禁止区域を設定しておく。

イ 足元が見えにくくなるため、先頭の方は傘や棒等長いもので足元を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくする。

ウ 視界が悪くなりやすいため、障害物や車等に注意すること。危険を感じたら施設に引き返すことも検討する。

### 危険な前触れ・前兆の例

- ・集中豪雨は予報が困難 … 注意報や警報は急に出る。常時、情報に気を付ける
- ・土砂災害は一瞬にして起こる … 子どもは逃げ遅れる危険が大きい。早めの避難が大切
- ・危険な前ぶれの察知

#### 【土石流】

- ① 水が濁り、流木等が流れてくる。
- ② 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。
- ③ 山鳴りがする（ミシミシと音をたてる）。

#### 【地すべり】

- ① 沢や井戸の水が濁る。
- ② 斜面にひび割れや変形がある。
- ③ がけや斜面から水が噴出している。

#### 【がけ崩れ】

- ① がけから音がする。
- ② がけに割れ目が見える。
- ③ がけから水が湧き出ている。

### (4) 施設内での待機

子ども等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で子ども等や職員の安全を確保する。

- ① 緊急時の備蓄や生活用品が水没等しないように対処する。
- ② 施設内に取り残されている状況を外部等に伝えるよう努める。
- ③ 子ども等の健康管理に可能な限り配慮する。
- ④ 子どもが施設外へ出たりすることがないように、できるだけ目が届く場所に集まる。

(5) 安全点検

- ① 給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する。

(6) 業務再開

風水害・豪雪が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開します。避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から再開します。

**施設で待機する場合の諸注意事項**

風水害・豪雪の発生時に施設内で待機する場合、施設内にいても必ずしも安全とは限りません。子ども等の安全を守るため、以下の点についても注意してください。

①風害（台風等）の場合

- ア 飛来物でガラスが割れたりする可能性もあるので、ガラスの飛散を防ぐためカーテンを引き、極力窓から離れた場所で待機する。
- イ ドアや窓はきちんと閉め切る。
- ウ 風雨の音で子ども等が不安を感じて混乱する場合もあるため、やさしく声がけする等して落ち着かせる。

②水害の場合

- ア 水等に浸からないように、できるだけ高い階へ避難する。
- イ 漏電による感電や、伝染病等の危険があるため、子ども等が浸水してきた水等に浸からないように注意する。

③雪害

- ア 積雪等で倒壊する場合、下の階から潰れる危険性が高いため、できるだけ高い階へ避難する。
- イ 窓や戸、換気扇が雪で埋まり施設内の換気が悪くなることも考えられるので、ストーブ等の暖房を使う際は注意する。
- ウ 木造の建物の場合、可能な範囲で屋根雪をおろす等して、倒壊の危険を減らす。

## 4 感染症への対応

注) 感染症に対応した業務継続計画を策定する趣旨は、その発生、蔓延によって業務継続が危ぶまれるような感染症に備えることです。児童福祉施設の業務継続が困難となる事態が発生したのは、感染症法上で二類相当に位置付けられた新型コロナウイルス感染症(令和2年2月～令和5年5月)の流行が初めてであったことから、本指針における感染症の記載は、当時の新型コロナウイルス感染症を念頭に置いたものになっています。

感染症は、①病原体(感染源)②感染経路(主に空気感染、飛沫感染、接触感染)③感受性が存在する宿主(免疫力・抵抗力の低下)の3つの要因が揃うことで感染し、感染が拡大します。感染症への対応においては、これらの要因のうちひとつでも取り除くことが重要になります。特に、「感染経路の遮断」は感染拡大防止のためにも重要です。感染症流行時には、不要不急のイベントを中止する等、感染する機会を減らす対策を講じることが重要であり、有事に速やかに感染拡大防止策を実施できるよう、平時から準備しておくことが大切です。

### (1) 感染症の事前の対策

感染症を防ぐには、感染症成立の三大要因である感染源、感染経路及び感受性への対策が重要です。病原体の付着や増殖を防ぐこと、感染経路を断つこと、予防接種を受けて感受性のある状態(免疫を持っていない状態)をできる限り早く解消すること等が大切です。また、実際に感染症が発生した際には、発生した感染症の特性を踏まえ、最大限の感染拡大防止策を講じることが重要であるため、職員は、平時からこれらのことについて、十分に理解するとともに、感染予防対策(手洗い等)に取り組むことや地域及び施設内における感染症流行状況を常に把握しておくことが重要です。

### (2) 備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスクやフェイスシールドを備蓄しておきます。日常的に数日分は備蓄し、使用しながら備蓄すると有効です。感染が疑われる症状がある者が発生した場合、使用量が急激に増えるため、備蓄品の調達に時間がかかるケースがあることを考慮して、適切なタイミングで調達できるように地域の感染状況も踏まえ、備蓄量を検討・見直しする必要があります。

### (3) 感染の疑いがある者・感染者等発生時のためのゾーニングの検討

感染の疑いがある者や感染者が発生した場合、他の子どもと隔離したスペースが必要となります。あらかじめ感染が疑われる子どもが発生した時に備えて、ゾーニングを検討し、スペースの準備をしておくことが必要です。

入所施設においては、日常的に使用していない部屋等を療養スペースとして活用することを検討します。一室を複数人の療養スペースとして使用する場合は、パーティション等で仕切り、それぞれの療養スペースの間に一定の距離を確保できるよう配慮します。トイレなど居室以外の共有スペースについても、対象スペース及びスペースまで経路を感染者用とその他の入所者用に区別することが望ましいです。

通所施設においては、保護者の迎えがあるまで静養できるスペースを確保します。独立した1部屋を確保できない場合は、カーテン、パーティションなどで仕切り、1人1つの隔離スペースとすることが望ましいです。

#### **ゾーニングの事例**

##### (1) 乳児院の事例：感染の懸念がある子どもの緊急受け入れの対応

ショートステイに使用している部屋が空いていることが多いため、しばらくそこで生活してもらう。部屋が埋まっている場合には、子どもの人数が少ない部屋で受け入れ、万一の場合も感染が広まらない工夫をする。

##### (2) 児童館の事例：体調不良の子どもが発生した時

空室を待機部屋として使用したり、事務室等の一部のスペースを区切って使用したりするなど、他の利用者との接触を避けるようゾーニングを実施する。

### (4) 職員の体調管理

職員自身や同居の家族が感染症に罹患することによる、職員から施設への感染拡大が懸念されます。そのため、体調チェックシート等を使用し、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認することは重要です。

### (5) 利用する子どもや来館者の体調管理・入退館管理

国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、通

所施設においては、利用する子どもや来館者、出入り業者等の入退館管理が必要です。また、入館時に、利用する子どもや来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただくことは、感染拡大防止に有効です。

#### (6) 感染が疑われる症状がある者の発生時の対応

施設の職員や利用する子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関への連絡相談を行います。

当該職員や子どもと接触した者を確認し 体調の変化に注意します。感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行ってください。感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

### 通所・入所別のポイント

#### (1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

通所施設の一例として「保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁、平成30年3月（令和5年5月一部改訂）」3.（1）感染症の疑いのある子どもへの対応を参考としてください。

##### (ア) 利用する子どもへの対応

感染症が疑われる症状がある場合には、原則として利用休止とします。利用中に体調不良となった場合には、別室で対応し原則として保護者のお迎えをお願いするようにします。また身近な医療機関への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行ってください。

##### (イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合、利用場所を特定し、感染リスクが高いと思われる場合は、当該子どもが使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。また、感染の可能性が高い者となった子どもまたは職員等と接触した職員・利用する子どもを特定し、体調の変化に注意します。

#### (2) 入所施設の場合（児童養護施設など）

「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き第2版」（多屋馨子他、令和4年2月）第3章及び第4章を参照してください。

(7) 感染の可能性が高い者の発生時の対応

施設の職員や利用する子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行います。感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討します。

**通所・入所別のポイント**

(1) 通所施設の場合（認定こども園、保育所など）

(ア) 利用する子どもへの対応

利用する子どもや職員が感染の可能性が高い者となった場合、原則として当該利用する子どもや当該職員は利用休止（職員は自宅待機）とします。利用休止、自宅待機の期間については、保健所や自治体の方針に従って対応します。なお、検査によって陰性であることが確認された場合には、上記の限りではありませんが、保健所・自治体の方針に従って対応します。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合、当該子どもが使用したスペースの換気を充分に行ってください。

(2) 入所施設（児童養護施設など）

「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き第2版」（多屋馨子他、令和4年2月）第3章及び第4章を参照してください。

(8) 感染者発生時の対応

施設の職員や利用する子どもに感染者が発生した場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談を行います。

感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意します。また、当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とします。

施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

### 通所・入所別のポイント

#### (1) 通所施設（認定こども園、保育所など）

通所施設の一例として「保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁、平成30年3月（令和5年5月一部改訂）」3.（2）感染症発生時の対応を参考にしてください。

##### (ア) 利用する子どもへの対応

感染者に関しては原則として利用休止とします。施設を利用中に感染が判明した場合は、身近な医療機関や保健所への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行ってください。

##### (イ) 施設等の対応

感染が判明した際に施設を利用していた場合は、使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください（終了までは立ち入り禁止とする）。また、該当の子どもと接触した職員・利用する子どもの特定については、保健所と連携して対応してください。

施設内での感染の状況に応じて、業務をそのまま継続するか、一部縮小して実施するかを検討していただき、一部縮小しても実施の継続が難しい場合は一時休止についても検討してください。業務の一時休止については自治体の管轄部署とも相談の上判断してください。

なお、利用する子どもに感染が拡大した場合や地域において子どもに感染が拡大した場合であっても、休所・休業する場合に利用する子どもやその家庭等に与える影響が大きいなどの理由で、できるだけ開所が求められる場合があります。地域の保健所や自治体の方針に従うことが前提ですが、感染状況等に応じ、感染者の多いクラスのみを閉鎖するなどして、感染症の拡大を防ぐ一方で、できるだけ開所する方法を求められる場合も想定します。

#### (2) 入所施設（児童養護施設など）

「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き第2版」（多屋馨子他、令和4（2022）年2月）第3章及び第4章を参照してください。

(9) 感染の可能性が高い者、感染者等発生ステージ別の対応のまとめ

感染の可能性が高い者、感染者等発生のステージにより、入所施設、通所施設によって対応は異なりますが、参考として施設が対応すべき事項を以下の表と比較してまとめます。

実施すること		感染が疑われる症状がある者	感染の可能性が高い者	感染者
初期対応	連絡 連絡する 関係先	施設内の情報共有 管理者へ報告 身近な医療機関へ連絡・相談		施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関へ連絡・相談 保健所
該当する職員		自宅待機		休養・療養
利用する子ども	利用外に発覚	通所	原則として利用休止	
		入所	外出中止 ※外出中に判明した場合は施設へ戻る	
	利用中に発覚	通所	別室で一時待機 ⇒ 帰宅 ※保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する	
		入所	別室療養 ※外出を控える（保健所の指示がある場合は従う）	必要に応じて入院 ※保健所等の指示に従って対応する
施設の対応	消毒 清掃等	感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所等の消毒を実施	該当者が使用する場所はこまめ換気を実施する	該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	体調確認	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	該当者の体調の変化に気を付ける	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする
	調査協力	—	—	感染者の行動歴を把握するための調査への協力をする
	業務継続 検討	地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前に BCP を発動		

(10) 通常業務の再開

施設の職員や利用する子どもの感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻します。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合には BCP に基づいた業務継続のための対策を終了します。

## 5 災害時におけるこころのケア

災害が発生し、強いストレスが加わると、心身に不調を生じることがあります。

災害発生直後には、子ども等の心理的ショックへのケアが重要となるほか、避難生活等による食事内容の変化や生活リズムの乱れ、運動機会の減少等が、子どもの心身や行動に影響を及ぼす可能性があるため、中長期的な支援体制の整備が必要です。

認定こども園等での日常生活の再開後は、保護者にとって身近な相談機関である児童福祉施設として、医療機関等の専門機関と連携して対応することが必要です。

### (1) 子ども等へのこころのケア

災害発生時においては、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、災害発生直後の子ども等の不安感を軽減するよう努めることが重要です。

また職員は子ども等の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さ等の慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

- ① やさしい言葉がけを増やして安心させる。
- ② 抱きしめる等、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- ③ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- ④ 一緒に寝る等して、不安感を少しでも取り除く。

### (2) 職員へのこころのケア

#### ① 職員の過重労働を防止する

被災時は、限られた職員で早期復旧、業務の再開・継続をしなければならないことが想定されます。特定の職員に過剰な負担がかかりバーンアウト（燃え尽き症候群）となり離職することで、残された職員にさらに負担がかかるといった悪循環を防止するために、必要人員を踏まえて優先業務を選定し、ローテーションを組むことで、職員の定期的な休憩時間を確保しましょう。

また、職員同士で声を掛け合い、ストレスや疲労の兆候を早期に把握し、必要に応じて、自治体や専門機関によるメンタルヘルス相談窓口を活用するなど、職員の健康管理を徹底するよう努めましょう。

加えて、外部からの応援の協力を得ることも重要です。あらかじめ、施設職員で実施しなければならない優先業務や応援職員に依頼したい事項を整理しておくことが有効です。

## ② 職員への心身のケア

職員の住居や家族等の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するようこころのケアを行いましょ。また職員の健康状態によっては子ども等との接触を制限する等の措置も適切に行いましょ。

### 参考資料

#### 「復興の教訓・ノウハウ集 被災した子どもの心身のケア」

#### 「災害時のこどもの居場所づくり」手引き

復興庁では、東日本大震災に置ける事例をふまえた各種の教訓・ノウハウ集の中で、子どもこころのケアについて、事例を踏まえた教訓・ノウハウを記載しています。

URL:[https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/kyoukun/list\\_shien/shien\\_17.html](https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/kyoukun/list_shien/shien_17.html)

また、こども家庭庁では、災害時のこどものこころの状態や配慮すべき事項、こどもの居場所の役割について、手引きを作成しています。

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho>

なお、石川県庁においても、災害時のこころのケアに関する情報をまとめたページを公開しています。

URL:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/saigai.html>

## V 避難所としての対応

児童福祉施設は、子どもの安全を確保することが第一の役割ですが、災害が発生した場合、地域によっては避難所（福祉避難所含む、以下同様）として重要な役割を果たすことも予想されます。

本来、避難所は市町が運営の責任をもつものですが、次のような施設については、BCPを策定する場合、市町（防災担当）と連携を取り、施設が避難所になった場合の対応についても定めてください。なお、その際は支援物資の確保についても、市町と十分に協議の上、定めておくことが望ましいです。

- (1) 避難所になった場合の対応について定めることが好ましい施設
  - ① 市町の地域防災計画において、避難所として指定されている施設
  - ② 災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが想定される施設
  
- (2) 施設を提供するに当たって、本来業務と並行する場合の留意事項
  - ① 重要書類、物品の保管場所を一定か所に定め施錠して管理する。
  - ② 保護者等に対して、避難者が生活をしていることに関して十分説明し、理解を得る。
  - ③ 子ども等に対して、避難者がいることをわかりやすく話し、注意を払う。
  - ④ 避難者に対して、乳幼児や子どもがいること、子どもの居場所（キッズスペース）の設置・運営への理解を得る。
  - ⑤ 避難所運営に係る役割分担や使用スペース・期間等について、あらかじめ市町や地域住民等と協議を行う。
  - ⑥ BCPにおいて職員の役割分担を明確にし、避難所の援助活動と本来業務を分担する。

### **災害時のこどもの居場所(こども家庭庁「児童館ガイドライン」より抜粋)**

災害の種類（地震や風水害等）や規模によって対応が異なることを前提にしつつも、こどもの心身の安全を確保するため、児童館は一時的な安全確保の場となることが求められます。

その後、復興に向けた時期に応じた取組が考えられ、特にこどもの居場所・遊び場として機能しつづけるよう、地域住民等との協働が期待されます。

## 自主避難所として地域を支えた認定こども園

### ～石川県穴水町 平和こども園の事例～

令和6年能登半島地震では、広範囲でライフラインが途絶し、避難所の不足が深刻化しました。穴水町にある平和こども園では、地域の状況を踏まえ、園長の判断により、自主避難所として機能しました。

#### <自主避難所の開設>

- 地震発生の翌日、園舎の被害を確認し、水道は使用できないものの、電気・ガス・Wi-Fiが使用可能であることを把握。
- 避難所として指定されていない近隣の総合病院に、住民が押し寄せている状況を把握。
- 水120ℓ、米30kg、簡易トイレ約500回分、毛布20枚、消毒液等といった園内備蓄品の状況を確認した上で、園を自主避難所として開設。
- 総合病院にて避難所開設の声掛けを行い、子ども連れを中心に避難者を園へ誘導。
- 以後、約3か月間、自主避難所として運営を継続。

#### <運営上の工夫>

##### (1) 衛生管理の徹底

- ① 備蓄していた簡易トイレを使用し、避難者に対し、使用方法を説明。  
処理済みの簡易トイレはポリバケツで一時保管した後、手指消毒を徹底。  
一定量が溜まったら、屋外のストッカーへ移動。作業時は使い捨て手袋の着用、事後の手指消毒を徹底。
- ② 居室入口に消毒液を設置し、出入り時に手指消毒を徹底。
- ③ 定期的な換気や体調の聞き取りを実施。

##### (2) 食事の提供

当初は備蓄米でおにぎりを提供。徐々に支援物資が届き、炊き立てご飯や味噌汁、支援物資にひと手間かけた食事を提供し、避難者に喜ばれた。

##### (3) 避難者の心理的ケア

避難者が不安を感じないよう積極的に声かけを行うとともに、疑問や心配事の解消に努めた。また、子ども達の規則正しい生活を維持しつつ、遊びの環境を整えた。

##### (4) 情報共有

行政からのお知らせについては、全て園内で提示するとともに、避難者に対し、口頭でも周知。食材等の備蓄量の公開、受け入れた支援物資の見える化で不安の少ない生活を提供。

## VI BCP の策定・検証 (BCM)

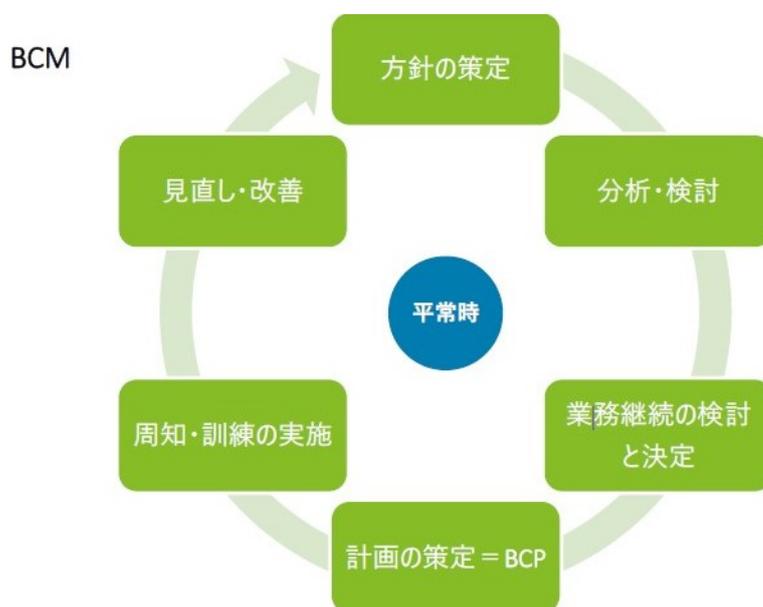
### 1 PDCA サイクルと業務継続マネジメント

平常時に BCP の策定を行いますが、BCP は一度作成して完了となるものではありません。一般的に PDCA サイクルと呼ばれる Plan Do Check Action のサイクルを実施し、BCP を検証していくことが非常に重要となります。

策定した BCP に基づき計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画します。訓練を実施した後、BCP の課題を洗い出します。そして、BCP の見直しや改善を行い、BCP の更新を行います。

なお、BCP の実現のため、備品購入などの事前対策のための予算を確保する、BCP の取組を浸透するための訓練を計画する、BCP の検証を行うといったマネジメント活動は、業務継続マネジメント (BCM Business Continuity Management) と呼ばれています。

BCM は継続的に取り組むことが重要です。



業務継続の取組の流れ (児童福祉施設における業務継続ガイドラインより)

### 2 教育・訓練の実施

BCP にもとづき、周知・教育や訓練 (避難訓練) を実施します。地震、火災、風水害等のいくつかの災害のケースを想定しておき、前回の訓練とは異なるケースで実施する

と良いでしょう。繰り返し訓練をすることによって、職員だけではなく、利用する子どもにも災害時の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになります。

避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

（児童福祉施設における業務継続ガイドラインより）

災害の種類	訓練内容	BCP の点検・見直しのポイント
地震： 日中の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の安全確保</li> <li>安否確認</li> <li>職員参集訓練</li> <li>防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>避難訓練（安全な場所や避難所への移動）</li> <li>保護者との連絡訓練</li> <li>関係各所と施設が使用不能となった場合の連絡訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保：安全確保行動がとれたか</li> <li>安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か</li> <li>防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か</li> <li>連絡先一覧：連絡先の過不足の確認</li> <li>連絡フロー確認：適切なフローか</li> <li>保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認</li> <li>避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか</li> <li>避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か</li> <li>備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか</li> </ul>
地震： 職員の少ない夕方や早朝	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の安全確保</li> <li>安否確認</li> <li>職員参集訓練</li> <li>防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動）</li> <li>保護者との連絡訓練</li> <li>関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証）</li> <li>防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か</li> </ul>
地震に伴う 火災発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時の避難訓練</li> <li>消火訓練</li> <li>防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>関係各所・保護者との連絡</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火ができたか</li> <li>火災時の避難行動が適切か</li> </ul>
地震に伴う 津波発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波発生時の避難訓練</li> <li>安否確認</li> <li>職員参集訓練</li> <li>防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>保護者との連絡訓練</li> <li>関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか</li> </ul>
風水害 （台風）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練</li> <li>安否確認</li> <li>職員参集訓練</li> <li>防災組織の立ち上げ訓練</li> <li>保護者との連絡訓練</li> <li>関係各所との連絡訓練</li> </ul>	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか</li> <li>避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か</li> </ul>

### 3 BCP の見直し・改善

BCP の実効性の確保のため、BCP 全体について、年 1 回以上を目安に定期的な見直しを行うことが望ましいです。

また、教育や訓練の実施結果から課題が明らかになった場合や、職員体制や施設設備の更新、施設の周辺地域の状況変化など、BCP に影響を及ぼす事象が生じた場合には、その都度、見直しを行うことが必要です。

なお、教育や訓練から導き出された課題については、訓練に参加した職員も交えて話し合い、課題の解決方法を検討することが重要です。

#### **すぐに使える BCP を！**

BCP は、災害発生時にすぐに取り出して使えるものでなければなりません。以下にそのための工夫の例を紹介します。

(1) ハンドブックを作成する

いつでも見られるように、職員が常に携帯するハンドブックとしてまとめて作成することも有効です。

(2) 1 枚の用紙に必要な情報を集約する

緊急時の連絡や避難に必要な情報を抜粋し、1 枚の用紙に集約して一目で取るべき対応が分かるような資料を作成しておくことも有効です。

(3) 各部屋や人が集まる場所に掲示する

手元がない場合でもすぐに見られるように、事務所等の人がある程度集まる場所に掲示できるものを作成することも有効です。各部屋で災害への対応が異なる場合は、部屋ごとに作成しましょう。

(4) 防水・防汚処理

せっかく作成しても、水で濡れたり汚れたりして使えないということがあってはいけません。浸水の危険がある施設では、例えばラミネート加工を施して濡れないようにしたり、クリアファイルに挟む等の処理が有効です。

(5) 保管場所

いざという時にどこに保管したかわからない・・・ということがあってはいけません。紛失しない保管場所を決めておきましょう。また連絡先等の個人情報が含まれる場合は、普段外部の人が見えない場所に保管しましょう。

# 資 料 編

災害別の基礎知識

災害時の優先業務

災害対策チェックシート

児童福祉施設における業務継続計画（ひな形）

## 災害別の基礎知識

### 1 地震

#### (1) 地震波

- ① 地球は均質ではないため、いろいろな波形や波長の組み合わせの複雑な地震波が生じます。
- ② 地震の時、最初に到達する振幅が少ない小さな縦波は、P波と呼ばれています。
- ③ P波に続いて到着する振幅が大きな横波は、S波と呼ばれ、地震動の継続時間は、地震の規模などによって大きく異なり、数十秒から数分以上続く場合もあります。
- ④ P波、S波は地球の内部にまで振動状態を伝える波であるのに対して、R派、L波と呼ばれる表面波は、水面の波のように表面地殻の部分だけが運動し、内部のほうは静止した状態のまま振動が伝わってくるものをいいます。

#### (2) 前震、本震、余震

- ① 地震によっては、比較的小さな地震の後に大きな地震があり、その相互の間隔が短く、震源地が近い場合に、前者を前震といい、後者を本震と呼んでいます。
- ② 本震の後も、引き続いて起こる数多くの地震を余震と呼んでいます。
- ③ 大きな地震ほど余震は多くみられ、その数も多くなります。余震は本震より規模は小さいですが、壊れかかった建物、崖等は、小さな余震で壊れることもあり、また本震直後にショックを受けた被災者に与える心理的影響も大きいです。
- ④ 観測上、地震で前震を伴うものの数は余震を伴うものの数に比較して極めて少ないですが、小さな地震が繰り返し起こった後に、大きな本震がくることもあることもあり、警戒が必要です。なお、「余震」という言葉は最初の地震よりも規模の大きな地震は発生しないという印象を与えることから、気象庁は、防災上の呼びかけ等においては、さらに規模の大きな地震への注意を怠ることのないよう、「余震」ではなく「地震」という言葉を使用します。

#### (3) 震度とマグニチュードの違い

震度は、ある場所での地震による揺れの強さをあらわし、マグニチュードは地震そのものの大きさをあらわします。これは電球の明るさと周りの明るさに置きかえると、電球の明るさをあらわす値がマグニチュード、電球から離れたある場所の明るさが震度に相当します。つまりマグニチュードが大きくても（電球が明るくても）震源から遠いところでは震度は小さく（暗く）なります。



(出典：仙台管区気象台「震度とマグニチュード」)

#### (4) 地震の震度と発生する状況の関係

日本では、震度は0から7までの数字で決めています。そのうち、震度5と6は弱と強の2つに分かれているため、合計では10段階あります。

#### 【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうまく歩けるなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(出典：気象庁「気象庁震度階級関連解説表」以下「ライフライン・インフラ等への影響」まで同様)

○ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

○ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

○ ライフライン・インフラ等への影響

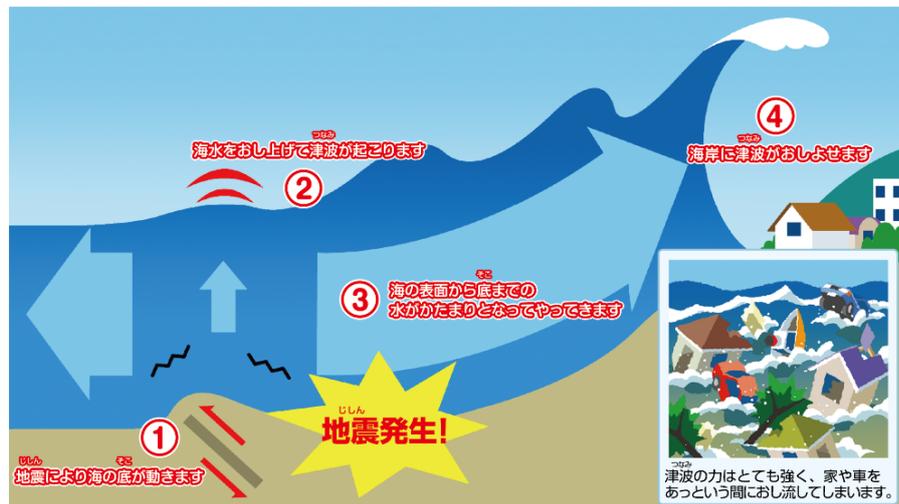
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 2 津波

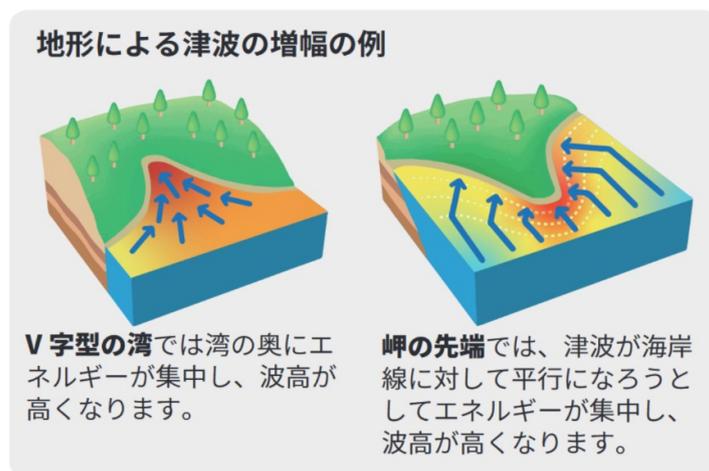
### (1) 津波が起こる仕組み

地震が起きると、震源付近では地面が持ち上がったたり、下がったりします。その結果、周辺の広い範囲にある海水全体が短時間に急激に持ち上がったたり下がったりし、それにより発生した海面のもり上がり又は沈みこみによる波が周りに広がっていきます。これが津波です。



「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

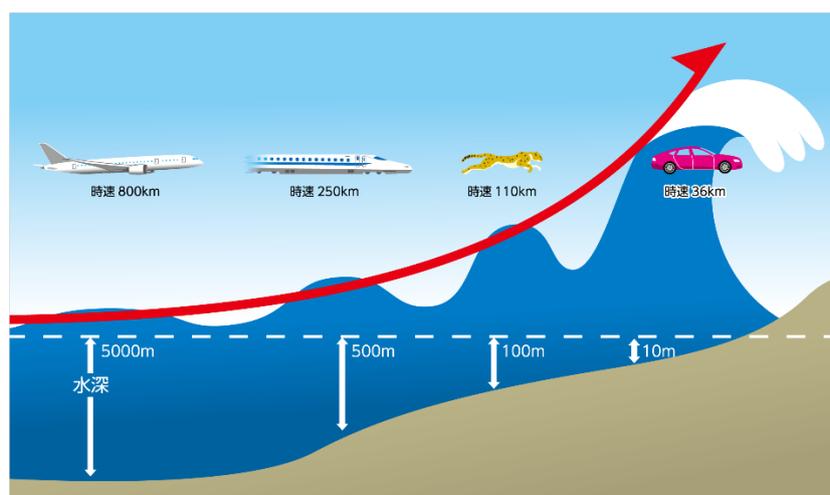
津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥などの特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。



## (2) 津波のはやさ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、又は、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



## (3) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報が、津波予報区単位で発表されます。

種類		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)
	津波	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)
津波注意報		1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)

〈出典〉気象庁ホームページ

#### (4) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等が発表されます。

種類	内容
津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

〈出典〉気象庁ホームページ

### 3 台風（風害）

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼びますが、このうち北西太平洋または南シナ海に存在し、低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおおよそ 17m/s（風力 8）以上のものを「台風」と呼びます。

台風によって引き起こされる災害には、風害、水害、高潮害、波浪害等があります。これらが単独で発生することではなく、複合して発生し大きな被害となることがあります。

#### 風の強さと吹き方

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	大よその瞬間風速 (m/s)
10 以上 15 未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚が大きくなる	樋(とい)が揺れ始める。	20
15 以上 20 未満	強い風	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
20 以上 25 未満	非常に強い風	何かにつかまっていないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の方法で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
25 以上 30 未満				走行中のトラックが横転する。		固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。
		屋外での行動は極めて危険。				

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	大よその瞬間風速 (m/s)
30 以上 35 未満	猛烈な風		多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。		外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
35 以上 40 未満						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。
40 以上						

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 風速は地形や周りの建物等に大きく影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

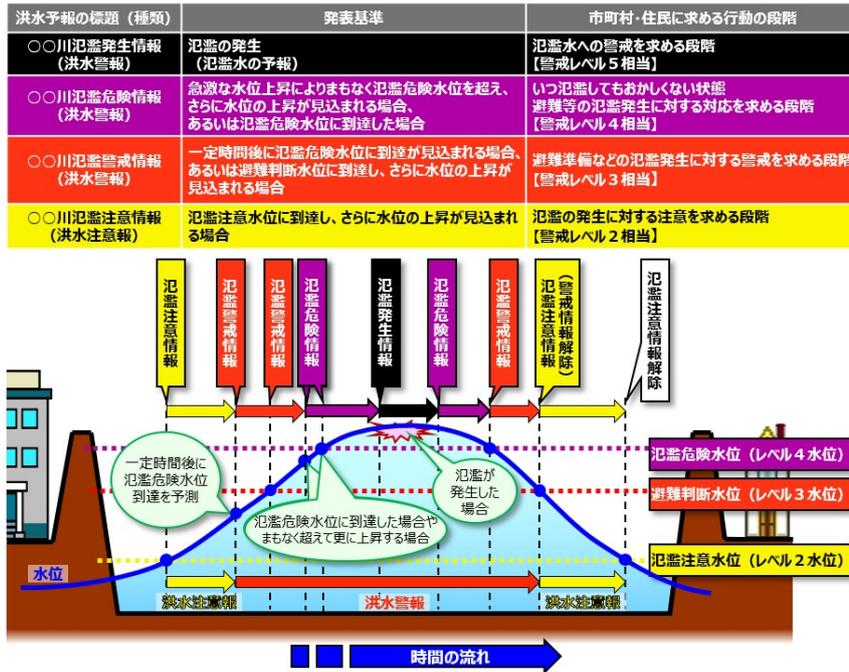
<出典>気象庁ホームページ

## 4 大雨災害（水害）

大雨災害には、大雨害、洪水災害、浸水害、土砂災害等があります。

### (1) 指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省河川局、あるいは気象庁と都道府県が共同で、指定した河川に対して洪水のおそれの状態を予想して行う予報であり、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して発表されます。



### (2) 土砂災害

毎年、豪雨、地震、火山活動等に伴い土砂災害が多発しています。土砂災害は、土石流地すべり、がけ崩れによる土砂災害、土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水氾濫災害等、いたるところで多様な形態で発生します。

土砂災害は発生のおそれや土砂の動き方から、大きく「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の3つに分類することができます。

#### ① 土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨等によって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑等を壊滅させてしまいます。

#### ② 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きく、甚大な被害

を及ぼします。また一旦動き出すとこれを完全に停止させることは困難で、梅雨あるいは台風等の豪雨により、毎年各地で地すべりが発生しています。

### ③ がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震等の影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高いです。

#### 土砂災害に関する主な防災気象情報

大雨警報（土砂災害）	大雨により、重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想した時に発表。市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令される状況
土砂災害警戒情報	大雨により、命に危険が及び土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、都道府県と気象庁が共同で発表している。市町村から警戒レベル4避難指示が発令される状況
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合に発表しており、土砂災害等の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味している
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新。大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表された時に、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。避難にかかる時間を考慮し、危険度の判定には2時間先の未来までの予測値を用いる。 ※土砂災害キキクル URL : <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/</a>

<出典>気象庁 土砂キキクルリーフレット

## 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる			ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは、大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が想定される場合は大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して注意や警戒を呼びかけられます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報が発表されます。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

<出典>気象庁ホームページ

## 5 自然災害の警報と注意報の種類

### (1) 警報・注意報について

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。また注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さ等)が基準に達すると予想した区域に対して発表します。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

石川県では、令和6年能登半島地震に伴い、一部市町では通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。(令和8年1月現在)。

※気象庁 HP URL : <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ishikawa.html>

### (2) 石川県の警報・注意報の発表基準

	地域	加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
警報	大雨・洪水	域内の市町ごとの基準に到達することが予想される場合			
	暴風	陸上 20m/s, 海上 25m/s		陸上 20m/s, 北海上 25m/s, 東海上 25m/s	陸上 20m/s, 東海上 25m/s, 西海上 25m/s
	暴風雪	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s, 北海上 25m/s, 東海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 東海上 25m/s, 西海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 25 cm 山地 55 cm	平地 30 cm 山地 55 cm	平地 30 cm 山地 45 cm	
	波浪	5.0m		北海上 5.0m, 東海上 5.0m	東海上 5.0m, 西海上 5.0m
	高潮	域内の市町ごとの基準に到達することが予想される場合			
注意報	大雨・洪水	域内の市町ごとの基準に到達することが予想される場合			
	強風	陸上 12m/s ※1 海上 15m/s		陸上 12m/s ※2 北海上 15m/s, 東海上 15m/s	陸上 12m/s, 東海上 15m/s, 西海上 15m/s
	風雪	陸上 12m/s ※1 海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s ※2 北海上 15m/s, 東海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 東海上 15m/s, 西海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 15 cm 山地 35 cm	平地 20 cm 山地 35 cm	平地 20 cm 山地 30 cm	平地 15 cm 山地 30 cm
	波浪	3.0m		北海上 3.0m, 東海上 2.0m	東海上 2.0m, 西海上 3.0m
	高潮	域内の市町ごとの基準に到達することが予想される場合			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化が大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)			

※1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。

※2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

〈出典〉気象庁ホームページ

## 6 雪害

### (1) 雪の密度

雪の重さは、乾いた雪で  $50 \text{ kg/m}^3$ 、湿った雪で  $100 \text{ kg/m}^3$  になります。雪は氷と空気の混合物で、空気の含有率が高いほど密度が小さくなりますが、積もって空気が抜けると場合によっては  $500 \text{ kg/m}^3$  に達します。

ここまでのものになると、雪かきの際にひとすくい (30cm 立方) でおよそ 13kg となる計算となり、雪かきの際には大変な重労働になります。

### (2) 屋根雪の重さ

屋根雪の重さは平均  $300 \text{ kg/m}^3$  といわれています。仮に建坪 20 坪 ( $66 \text{ m}^2$ ) の家で約 50cm の雪が積もった場合、10,000kg 近い重さとなり、重量 1,000kg 程度の軽自動車が 10 台乗る場合と同じ重さが屋根にかかることとなります。

これだけの屋根雪が落ちると、扉が埋まって閉じ込められたり、人に当たれば怪我はもちろんですが、生き埋めになることも考えられますので、注意を要します。

### (3) 雪崩の発生

山腹に積もった雪が重力の作用によって斜面を崩れ落ちることを、雪崩と呼びます。雪崩には厳冬期に多く起こる表層雪崩と、春先に多く起こる全層雪崩があります。特に表層雪崩は速度が速く、破壊力が強大で被害範囲も広がる傾向にあります。

### (4) 除雪中の事故 (雪下ろしや雪かき中の事故)

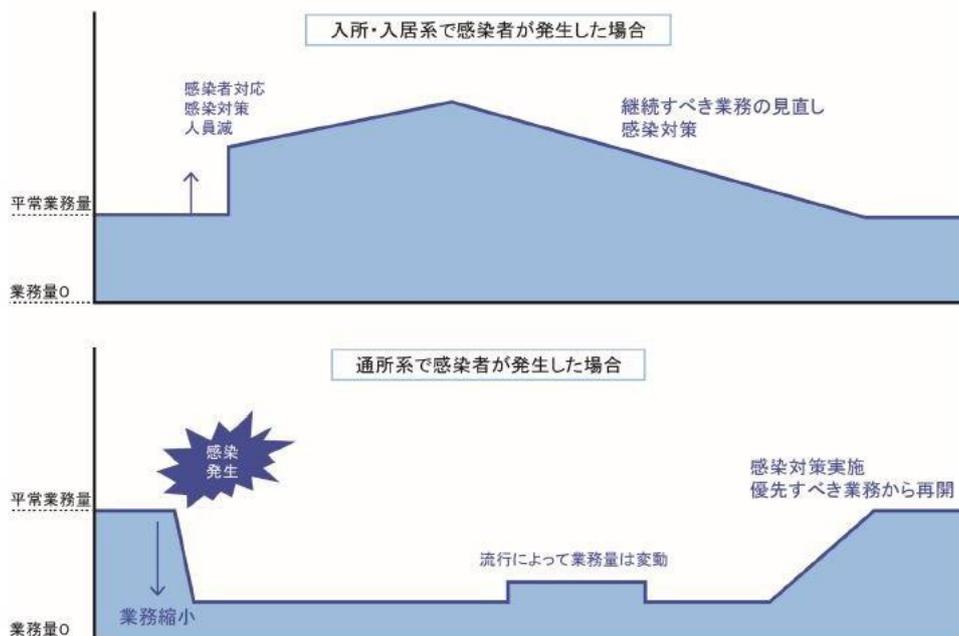
雪による事故の死者の多くは除雪中の事故によるものです。除雪中の事故は、自宅など建物の屋根雪下ろしや雪かき等の作業中に発生しており、中でも高齢者の比率が高いことが特徴です。雪下ろしの事故の場合、屋根からの転落事故が多く、高齢者や一人での作業中に多く発生しています。何かあった時に対応できるよう作業は複数人で行うようにしましょう。

## 7 感染症

ウイルス、細菌等の病原体が人、動物等の宿主の体内に侵入し、発育又は増殖することを「感染」といい、その結果、何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」といいます。病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでには、ある一定の期間があり、これを「潜伏期間」といいます。潜伏期間は病原体の種類によって異なります。

また、感染症が発生するためには、病原体を排出する「感染源」、その病原体が宿主に伝播する（伝わり、広まる）ための「感染経路」、そして病原体の伝播を受けた「宿主に感受性が存在する（予防するための免疫が弱く、感染した場合に発症すること）」が必要です。「感染源」、「感染経路」及び「感受性が存在する宿主」の3つを感染症成立のための三大要因といいます。乳幼児期の感染症の場合は、これらに加えて、宿主である乳幼児の年齢等の要因が病態に大きな影響を与えます。

国内、地域で感染症が拡大し始めると通常業務に加えて感染症対策の業務が増加します。児童福祉施設等では、感染拡大時においても、利用する子どもや職員の健康、生命を守る機能を維持しつつ事業の継続が求められます。



## 災害時の優先業務

### 1 通所施設における災害時の優先業務（例）

災害発生 タイムライ ン目安	発災時	発災当日から数 日	発災3～5日程度	発災から1週間程 度
判断基準	利用する子ども・職員の安全確保	生命・安全を守る最低限の業務	生命・安全を継続的に守る	ほぼ通常とおり
主たる事業（保育療育・相談等）	施設にいる児童や保護者の保護・利用する子どもがいない場合は一時休止		施設や施設設備インフラに被害がある場合は、一時休止	可能な業務から再開
情緒安定	声掛け等で対応		体調チェック・声掛けで対応	
トイレ対策（排泄）	備蓄品や非常用トイレで対応	備蓄品や非常用トイレで対応おむつや汚物の一時保管場所を決め、対策する	継続して備蓄品や非常用トイレで対応水道・電気・排水等が復旧ならば通常とおり	
宿泊対応	備蓄品で対応			原則利用する子どもがいないため対応不要
防寒・避暑対策	冷却グッズ（夏季）や石油ストーブやカイロ（冬季）や備蓄品の断熱シート新聞紙や布団等（冬季）で対応		電気等が復旧なら、空調を使用または備蓄品で対応	
引き渡し	利用中の児童の帰宅（引き渡し）の対応			引き渡しまで時間のかかる児童や引き渡しできない児童の対応（関連機関への引継ぎ）
食事	備蓄品で対応	備蓄品を活用して提供（3食・定時でなくともよい）	ガス等が復旧なら、できる範囲で調理したものを提供	原則利用する子どもがいないため対応不要
相談事業	一時休止	一時休止	電気・水道・電力が復旧している場合は、頻度を縮小して対応	可能な業務から再開
医療体制	応急処置・必要に応じて救急搬送薬の必要な児童に配薬		利用する子どもがいる場合健康確認	通常とおり（必要な場合に対応）
関連事業（例：地域事業）	一時休止	一時休止	一時休止	可能な業務から再開（主たる事業が再開した後対応）

## 2 入所施設における災害時の優先業務（例）

災害発生 タイムラ イン目安	発災時	発災当日から数日	発災2～5日程度	発災から1週間程 度
職員の人数の 目安	夜勤人数程度	夜勤＋徒歩参集可 職員	日勤の50%程度	日勤人数程度
判断基準	利用する子ども・職員の生命・安全確保	生命・安全を守る 最低限の業務	生命・安全を継 続的に守る	ほぼ通常業務
情緒安定	声掛け等で対応 声掛け等で対応		体調チェック・声掛けで対応	
トイレ対策 (排泄)	備蓄品や非常 用トイレで対 応	備蓄品や非常用ト イレで対応 おむつや汚物の一 時保管場所を決 め、対策する	継続して備蓄品や非常用トイレで対応 水道・電気・排水等が復旧ならば通常 とおりに	
防寒・避暑 対策	冷却グッズ（夏季）や石油ストー ブやカイロ（冬季）や備蓄品の断 熱シート新聞紙や布団等（冬季） で対応		電気等が復旧なら、空調を使用 または備蓄品で対応	
食事	備蓄品で対応	備蓄品を活用して 提供（3食・定時 でなくともよい）	ガス・水道等が復旧している場合は、 できる範囲で調理して提供	
入浴	応援体制が整 うまで中止	応援体制が整うま で中止 状況に応 じて清拭	清拭で対応 ガス・水道が普 及の場合、入浴	ガス・水道が普及 の場合、入浴
着替え・洗 濯	中止	見通しがつくまで最低限の着替えで対 応	水道・電力が復旧 している場合は、 通常とおりに	
清掃	中止	中止	居室部分の汚れた箇所を実施 (頻度を縮小)	ほぼ通常とおりに (状況に応じて頻 度を縮小)
医療体制	応急処置・必要に応じて救急搬送 薬の必要な児童に配薬		健康チェック実 施（必要な場合 医療機関へ連 携）	健康チェック実 施（必要な場合 医療機関へ連 携）
夜勤	出勤している職員で対応		ローテーション で対応	通常とおりに
通所事業	一時休止 利用中の児童の帰宅（引き渡し）の対応			可能な業務から再 開
関連事業 (例：地 域事業)	一時休止	一時休止	一時休止	可能な業務から再 開

### 3 通所施設における感染症発生時の優先業務（例）

感染症 拡大 状況	国内感染 期		地域感染期	施設内の感染状況		
	自 粛 要 請	まん延 防止措 置	緊急事態宣言 地域で感染拡大	職員等 感染の可能 性が高い者・感 染者等 発生	子どもの 感染の可能 性が高い 者・感染者 等が発生	子ども 感染者等が 複数確認
優先業 務の判 断	感染症の予防		感染症の予防 生命維持のため の業務（排泄・ 食事・医療的配 慮等）	感染拡大防止 生命維持のための業務（排泄・食事・医療 的配慮等）		
保育・ 養育	通常業務 感染予防対策を講じて実施			感染拡大防止の業務および排泄・生命維持 のための業務を最優先して実施		
医療的 配慮	通常とおり実施 ※感染予防に配慮して実施する					
感染等 に対す る対応	/			自宅待機 使用した室等 を消毒	感染の可能性が高い者・ 感染が疑われる症状があ る者・感染者は利用中止 使用した室等を消毒 ※感染者等が多いクラ ス・グループのみ休止を 検討する	
相談				感染予防対策 を講じて実施 ※非対面など	原則として一時休止 利用する子どもに関する重要な相談については実施（感染予 防対策を講じて実施）	
関連事 業（地域 事業）	実施の可否を含めて検討 非対面の場合は実施可			原則一時休止		
イベン ト・行 事など	実施の可否を含めて検討。実施 する場合、保護者等の参加人数 を制限するなど、感染防止に配 慮した上で実施			原則中止		

#### 4 入所施設における感染症発生時の優先業務（例）

感染症 拡大 状況	国内感染期		地域感染期 緊急事態宣言 地域で感染拡大	施設内の感染状況		
	自粛要 請	まん延 防止措 置		職員等 感染の可能 性が高い者・感 染者等 発生	子ども 感染の可能 性が高い 者・感染者 等が発生	子ども 感染者等が 複数確認
優先業 務の判 断	感染症の予防		感染症の予防 生命維持のため の業務（排泄・ 食事・医療的配 慮等）	感染拡大防止 生命維持のための業務（排泄・食事・医療 的配慮等）		
保育・ 養育	通常業務 感染予防対策を講じて実施			感染拡大防止の業務および排泄・生命維持 のための業務を最優先して実施		
医療的 配慮	通常とおり実施 ※感染予防に配慮して実施する					
感染等 に対する 対応	/			自宅待機 使用した室等 を消毒	感染の可能性が高い者・ 感染が疑われる症状があ る者・感染者は別室で療 養 感染者は必要に応じて入院	
相談				感染予防対策を 講じて実施 ※非対面など	原則として一時休止 利用する子どもに関する重要な相談については実施（感染予 防対策を講じて実施）	
面会	感染予防対策を 講じて実施（※ 参照）	原則一時休止 非対面の場合は実施可（※参 照）		原則一時休止		
関連事 業（例 里親）	原則一時休止 非対面の場合は実施可			原則一時休止		
通所 事業	原則一時休止 対面でなく実施できるものは実施 可			原則一時休止		

# 災害対策チェックシート

## 1 平時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

### 平時のチェックシート（その1）

	対策方法	章	節	頁
施設 設備 ・ 備 品	[立地条件の確認と災害予測] □地盤、地形等の立地条件の確認と起こりうる災害予測はできていますか	Ⅲ	2	9
	[施設構造の把握と災害予測] □各部屋の設備や構造の確認と起こりうる災害予測はできていますか	Ⅲ	2	9
	[ライフラインの確保] □電話が通じない場合の緊急連絡手段（災害時有線電話等）が確保されていますか	Ⅲ	2	9
	□災害時の飲料水等を確保していますか、また、確保する方法がありますか	Ⅲ	2	9
	□水洗便所の使用が出来なくなった場合の衛生対策が検討されていますか	Ⅲ	2	9
	□灯油等の燃料を確保していますか、また確保する方法はありますか	Ⅲ	2	9
	□自家発電装置等の緊急時の電力は確保できていますか	Ⅲ	2	9
	□夜間に被災し、かつ、停電となった場合の照明は確保されていますか	Ⅲ	2	9
	[地震対策] □耐震診断は受診していますか	Ⅲ	2	10
	□耐震性能が無い場合、建物等耐震補強工事を実施していますか	Ⅲ	2	10
	□大型の遊具等の耐震性を確保していますか	Ⅲ	2	10
	□門柱ブロック塀等の耐震性を確保していますか	Ⅲ	2	10
	□屋根から瓦等が落下しやすくなっていませんか	Ⅲ	2	10
	□消火器の設置場所と有効期限は確認していますか	Ⅲ	2	10
	□自動火災報知設備等の消防用設備の点検・更新をしていますか	Ⅲ	2	10
	□配管類の切断、抜け落ち防止対策が講じられていますか	Ⅲ	2	10
	[津波・風水害・豪雪対策] □重要設備のかさ上げ工事や防水対策が講じられていますか	Ⅲ	2	10
	□排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検していますか	Ⅲ	2	10
	□屋根瓦、雨戸を点検・補修していますか	Ⅲ	2	10
	□鉢植え、物干し等飛散するものが出ていませんか	Ⅲ	2	10
	□大きな枝が折れないように木の剪定をしていますか	Ⅲ	2	10
	□飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防を講じていますか	Ⅲ	2	10
	[備品等の対策] □火気を使用する調理器具等はしっかりと固定されていますか	Ⅲ	2	10
	□大きな家具や電化製品は金具等で固定されていますか	Ⅲ	2	11
	□天井からつり下げられている照明器具は鎖等で補強されていますか	Ⅲ	2	11
	□棚や戸棚に置いてあるものは落下しないよう工夫されていますか	Ⅲ	2	11
	□避難経路に避難の妨げとなるものを置いていませんか	Ⅲ	2	11
	[危険物の管理と保管] □ガスの供給元栓の場所を確認しましたか	Ⅲ	2	12
	□ガスの自動遮断装置は作動しますか	Ⅲ	2	12
	□薬品、可燃性危険物は火気がなく落下の危険のない場所に保管していますか	Ⅲ	2	12
□プロパンガスボンベは、転倒しないように固定していますか	Ⅲ	2	12	
□地下や屋外に設置している水・油タンク等は点検していますか	Ⅲ	2	12	
[食糧等の備蓄] □子ども等と職員を含め最低3日以上の食料が備蓄されていますか	Ⅲ	2	12	
□食料品はアレルギーフリーのものを用意していますか	Ⅲ	2	12	
□備蓄している食糧は定期的に確認・買い替えしていますか	Ⅲ	2	13	
□備蓄物資は、浸水被害等も想定した保管場所に保管されていますか	Ⅲ	2	13	
□備蓄物資の保管場所について、定期的に職員全体で情報共有していますか	Ⅲ	2	14	

平時のチェックシート（その2）

		対 策 方 法	章	節	頁
優先業務	〔非常時に優先的に実施する業務の整理〕 □災害時でも早期の業務再開を図るため、優先的に実施する業務を整理していますか		Ⅲ	2	14
	□障害のある子どもや医療的ケア児の特性に応じ、優先業務の検討を行っていますか		Ⅲ	2	16
災害対策体制	〔職員や施設内外との連絡体制の整備〕 □職員間で連絡が取れるよう、緊急連絡網を作成していますか		Ⅲ	3	18
	□施設外の関係者の緊急連絡先一覧を作成していますか		Ⅲ	3	18
	□電話等通常の連絡手段が使えない場合の緊急時の連絡方法を検討してありますか		Ⅲ	3	19
	□災害時情報共有システムのログインID、パスワードや作業方法について、関係者間で確認・共有していますか		Ⅲ	3	20
	〔災害発生時の組織体制の整備〕 □災害発生時の総括責任者及びその代行者を定めていますか		Ⅲ	3	23
	□各職員の役割分担は定められていますか		Ⅲ	3	23
	□各職員が自身の役割を認識していますか		Ⅲ	3	23
	□職員が少数時に対応できるような体制や、参集の基準を整備していますか		Ⅲ	3	23
	□人的応援・物的応援の受け入れについて、対応方針や対応窓口・対応者などの体制づくりをしていますか		Ⅲ	3	26
	〔救護用児童一覧〕 □救護が必要な子どもに関する情報をまとめた一覧を作成していますか		Ⅲ	3	27
	□作成した一覧は、データ及び紙媒体で管理し、同時に被災しないと考えられる数カ所に保管していますか		Ⅲ	3	27
	□データを常に更新し、バックアップを行っていますか		Ⅲ	3	27
	〔登退所時に災害が発生した際の参集基準〕 □登園・降園（来館・退館）時に災害が発生した際の施設への参集に関する基準をあらかじめ決めてありますか		Ⅲ	3	28
	〔避難場所・避難経路等の設定〕 □災害の種類や規模に応じた避難場所・避難所を設定していますか		Ⅲ	4	30
	□避難経路は複数設定していますか		Ⅲ	4	30
	□避難経路は定期的にチェックしていますか		Ⅲ	4	30
	□施設外での活動場所から避難場所等への経路も設定していますか		Ⅲ	4	30
	□避難場所・避難所や避難経路をまとめたマップを作成していますか		Ⅲ	4	30
	〔避難手段の確保〕 □避難に必要な車両等は確保されていますか		Ⅲ	4	32
	□子ども等の特性に応じた避難手段を確保していますか		Ⅲ	4	32
	〔持ち出し品の準備〕 □避難時に使用する物を準備しましたか		Ⅲ	4	33
	□持ち出し品はすぐ取り出せる場所に置いてありますか		Ⅲ	4	34
	□持ち出し品の中身は定期的に点検していますか		Ⅲ	4	34
	〔保護者等への引き渡し〕 □保護者等と避難場所・避難所及び引き渡し場所について情報共有していますか		Ⅲ	5	35
	□保護者等と引き渡しの方法について情報共有していますか		Ⅲ	5	35
	□引き渡し時期について、あらかじめ保護者に確認していますか		Ⅲ	5	36
	□保護者等への情報提供方法について、保護者等に周知していますか		Ⅲ	5	36
〔防災訓練の実施〕 □様々な災害、事態を想定した訓練を実施していますか		Ⅲ	6	39	
□各職員が訓練や研修によって、防災知識の向上等に取り組んでいますか		Ⅲ	6	39	
□子ども等が自分自身で身を守る手段を学ぶ訓練を実施していますか		Ⅲ	6	40	
□保護者等にも高い防災意識をもってもらうよう働きかけていますか		Ⅲ	6	40	
□防災訓練の結果を検証し、BCPの見直し・改善を絶えず行っていますか		Ⅲ	6	40	
□訓練の際は、子どもの心理面等に配慮した工夫をしていますか		Ⅲ	6	40	
〔地域の関係機関や住民等との協力体制の構築〕 □地域で実施する防災訓練等に積極的に参加していますか		Ⅲ	7	43	
□災害時に協力要請ができるように、近隣のボランティアや自主防災組織へ、日頃から相談していますか		Ⅲ	7	43	
□地域で独自に作成している避難計画・消防計画等の対象に、自施設も加えてもっていますか		Ⅲ	7	43	
□地域の行事へ積極的に参加し、防災に関する情報交換等をしていますか		Ⅲ	7	43	

## 2 地震への対応のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

### 地震への対応のチェックシート（日中活動時）

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 の 活 動 時 の 対 応	〔安否確認と指揮体制の確認〕 □総括責任者を定めましたか	IV	1	46
	□子ども等の安否確認を行い総括責任者に報告しましたか	IV	1	46
	〔職員の招集〕 □職員を招集しましたか	IV	1	46
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	IV	1	47
	〔火元の点検と消火活動〕 □火元の点検とガス元栓の閉鎖をしましたか	IV	1	47
	□火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示をしましたか	IV	1	47
	〔施設内・避難経路の安全確保〕 □戸が再び閉まらないように近くのを挟み込みましたか	IV	1	47
	□ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、安全な避難経路を確保しましたか	IV	1	47
	□倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置をしましたか	IV	1	47
	□建物の崩落等の危険を発見したら、周囲に知らせましたか	IV	1	47
	□危険箇所にはロープを張って立ち入り禁止としましたか	IV	1	47
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認しましたか	IV	1	48
	□負傷者の応急手当を実施しましたか	IV	1	48
	□医療機器を利用している子ども等のために電源確保しましたか	IV	1	48
	□負傷者を付近の病院等へ移送しましたか	IV	1	48
	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手しましたか	IV	1	48
	□施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集をしましたか	IV	1	48
	□子ども等に定期的に情報提供していますか	IV	1	48
	□保護者等へは、施設が一括して連絡を行っていますか	IV	1	48
	〔施設周辺の確認〕 □漏水、ボイラーの破損等二次災害発生の原因になるものをすぐに点検し、電力会社や電気工事業者の判断を得ましたか	IV	1	48
	□給水、供电等のライフラインや給食設備に支障がないか点検しましたか	IV	1	48
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水・油漏れ等を点検し、必要な清掃を行いましたか	IV	1	48
	〔避難の判断〕 □市町災害対策本部等からの情報をもとに、総括責任者において子ども等の避難の要否判断をしましたか	IV	1	49
	〔避難誘導〕 □避難の実施が困難な場合、地域住民や企業、学校等に応援要請をしましたか	IV	1	49
	□子ども等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示をしましたか	IV	1	49
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	IV	1	49
	□非常持ち出し品、救護用児童等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	IV	1	49
	□避難で施設を離れる際、ブレーカーは落としましたか	IV	1	49
	□避難誘導後に点呼をとりましたか	IV	1	49

地震への対応のチェックシート（日中活動時）

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 活 動 時 の 対 応	〔保護者等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	IV	1	50
	□避難後、定期的に保護者等に現状を報告していますか	IV	1	50
	〔保護者等への引き渡し〕 □避難後に安全が確保された後、あらかじめ定められた場所と方法で子ども等の引き渡しを行いましたか	IV	1	50
	□安全確保が十分でない場合は、保護者等と子どもと一緒に施設内で待機させていますか	IV	1	50
	〔避難が不要な場合の対応〕 □子ども等を安全な場所に誘導しましたか	IV	1	50
	〔施設が使用不能となった場合（入所施設）〕 □子どもの保護者等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	IV	1	50

地震への対応のチェックシート（施設外活動時）

対 策 方 法		章	節	頁
施 設 外 活 動 時 の 対 応	〔安否確認と指揮体制の確認〕 □その場にいる職員の中から責任者を定めましたか	IV	1	53
	□子ども等の安否及び負傷の確認を行いましたか	IV	1	53
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	IV	1	53
	〔施設への連絡〕 □責任者は、子ども等の安否等を総括責任者に報告し、指示を仰ぎましたか （ただし、連絡がつかない場合は、連絡を中断し各自の判断を優先）	IV	1	53
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認しましたか	IV	1	53
	□負傷者の応急手当を実施しましたか	IV	1	53
	□場合によって負傷者を付近の病院等へ移送しましたか	IV	1	53
	〔避難の判断〕 □施設へ連絡が取れない場合は、責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた避難先へ避難を指示しましたか	IV	1	53
	□避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認をしましたか	IV	1	53
	〔避難後の連絡〕 □避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとりましたか	IV	1	54
	□避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認をしましたか	IV	1	54

地震への対応のチェックシート（夜間（入所施設））

		対 策 方 法	章	節	頁
夜 間 に お け る 対 応	[安否の確認] □子ども等の安否を確認しましたか		IV	1	54
	[総括責任者への連絡] □子ども等の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求めましたか		IV	1	54
	[火元の点検と消火活動] □ガスの元栓を閉め、漏電やガス漏れの有無を確認しましたか		IV	1	54
	□出火を見つけたら、火災報知器を押し、直ちに可能な範囲で消火活動を行いましたか		IV	1	54
	[負傷者の救護] □安全な場所へ子ども等を移動後、応急手当を施しましたか		IV	1	54
	[近隣への応援要請] □総括責任者の判断のもと近隣住民、町内会等に協力要請を求めましたか		IV	1	54

地震への対応のチェックシート（発生後）

		対 策 方 法	章	節	頁
発 生 後 2 日 以 降	□安否確認や問い合わせ対応を継続していますか		IV	1	55
	□優先業務（トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配）を実施していますか		IV	1	55
	□ライフラインの対策（自家発電・ガス・飲料水の手配）を行っていますか		IV	1	55
	□利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースを確保していますか		IV	1	55
	□子どもの保護者や行政等へ連絡しましたか		IV	1	55
	□建物・設備の被害箇所の確認や記録をしましたか		IV	1	55
	□ローテーション等により職員の健康管理をしていますか		IV	1	55
	□人的支援・物的支援の受け入れや、地域ニーズへの対応をしていますか		IV	1	55
発 生 後 2 日 以 降	□避難先での業務継続について検討していますか		IV	1	55
	□被災現場の片付けや被災事業資産リストの作成をしていますか		IV	1	55
	□建物・設備の点検・修理・修復の手配をしましたか		IV	1	55
	□ライフラインの点検・復旧の手配をしましたか		IV	1	55
	□人的支援・物的支援の受け入れや、地域ニーズへの対応をしていますか		IV	1	55
□OA機器・備品類の買い替え・書き足しの手配をしましたか		IV	1	55	

### 3 津波への対応のチェックシート

大規模な地震が発生した際、数分程度で、津波が到達することがある。このため、日頃から、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

#### 津波への対応のチェックシート（警報等発表時）

	対策方法	章	節	頁
注意報・警報等発表時の対応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手しましたか	IV	2	59
	□子ども等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	IV	2	59
	□保護者等へは施設から一括して連絡をしていますか	IV	2	59
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を決めましたか	IV	2	59
	〔職員の招集〕 □職員を招集しましたか	IV	2	60
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	IV	2	60
	〔火元等の点検〕 □火元の点検、電熱器具の電源カット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行いましたか	IV	2	60
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行いましたか	IV	2	60
	〔避難の判断〕 □市町災害対策本部等からの情報をもとに、総括責任者において子ども等の避難の要否を判断しましたか	IV	2	60
	□避難場所は、可能な限り近く、高い場所となっていますか	IV	2	60
	〔地域住民への応援要請〕 □避難が困難な場合、地域住民や企業、学校等に応援要請をしましたか	IV	2	61
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □子ども等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認しましたか	IV	2	61
	□非常持ち出し品、救護用児童等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	IV	2	61
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	IV	2	61
	□避難誘導後に点呼をとりましたか	IV	2	61
	〔警報・注意報の解除〕 □警報・注意報が解除されるまで、避難場所を離れないようにしていますか	IV	2	61
	〔保護者等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	IV	2	61
	□避難後、定期的に保護者等に現状を報告していますか	IV	2	62
	〔保護者等への引き渡し〕 □警報又は注意報が解除され、安全が確保された後、あらかじめ定められた場所と方法で子ども等の引き渡しを行いましたか	IV	2	62
	〔避難が不要な場合の対応〕 □子ども等を最上階等の安全な場所に誘導しましたか	IV	2	62
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させましたか	IV	2	62

※発生時の対応については地震への対応を参照

#### 4 風水害・豪雪への対応のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報等に注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発表された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

風水害・豪雪への対応のチェックシート（警報等発表時）

	対 策 方 法	章	節	頁
注 意 報 ・ 警 報 等 発 令 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手しましたか	IV	3	66
	□子ども等に現在の災害状況を定期的に伝えましたか	IV	3	66
	□保護者等へは施設から一括して連絡をしていますか	IV	3	66
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めましたか	IV	3	67
	〔職員の招集〕 □職員を招集しましたか	IV	3	67
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	IV	3	67
	〔火元等の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行いましたか	IV	3	67
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行いましたか	IV	3	67
	〔施設等の安全確保〕 □看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去しましたか	IV	3	67
	□出入口や窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護しましたか	IV	3	67
	□ガラス破損の時の布製ガムテープを準備しましたか	IV	3	68
	□台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫等への備えしましたか	IV	3	68
	□浸水防止用木材（止水板）、土のう、水のう、金具、工具を準備しましたか	IV	3	68
	□車両の安全な場所へ移動していますか	IV	3	68
	〔救護活動の準備〕 □必要な医薬品、衛生材料を準備しましたか	IV	3	68
	□担架車椅子、搬送用ゴムボート等救護用運搬用具を準備しましたか	IV	3	68
	〔緊急物資確保の準備〕 □備蓄している食糧や機材等を準備しましたか	IV	3	68
	〔生活用品等の保護〕 □浸水等のおそれがある場合は、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動させましたか	IV	3	68
	〔施設周辺の点検・見回り〕 □施設周辺に危険な兆候がないか確認しましたか	IV	3	68
	〔避難の判断〕 □避難の際、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に気を配りましたか	IV	3	68
	□子ども等は、避難に十分な時間が必要であることを配慮しましたか	IV	3	68
	□河川の氾濫前に、避難できるよう検討しましたか	IV	3	69
	□市町災害対策本部等からの情報をもとに、総括責任者において子ども等の避難の要否を判断しましたか	IV	3	69

風水害・豪雪への対応のチェックシート（警報等発表時）

対策方法		章	節	頁
注意報・警報等発表時の対応	〔警報・注意報の解除〕 □ 警報・注意報が解除されるまで、避難場所を離れていませんか	IV	3	69
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □ 子ども等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認しましたか	IV	3	69
	□ 担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用児童等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	IV	3	69
	□ 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	IV	3	69
	□ 避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	IV	3	69
	□ 避難誘導後に点呼をとりましたか	IV	3	69
	□ 避難で施設を離れる際に、漏電防止のためブレーカーを落としましたか	IV	3	70
	〔保護者等への情報発信〕 □ 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	IV	3	70
	□ 避難後、定期的に保護者等に現状を報告していますか	IV	3	70
	〔保護者等への引き渡し〕 □ 警報又は注意報が解除され、安全が確保された後、あらかじめ定められた場所と方法で子ども等の引き渡しを行いましたか	IV	3	70
〔安全に避難することが難しい場合の対応〕 □ 子ども等を最上階等安全な場所に誘導しましたか	IV	3	70	
□ 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させましたか	IV	3	70	

風水害・豪雪への対応のチェックシート（緊急時）

対策方法		章	節	頁
緊急時の風水害・豪雪への対応	〔施設周辺の確認〕 □ 土砂崩れや雪崩等の二次災害の危険がないか確認しましたか	IV	3	72
	□ 危険な箇所を発見した場合は、電力会社又は電気工事業者の判断を得ましたか	IV	3	72
	□ 鉢植え等の飛ばされたりするものを室内に移動させましたか	IV	3	72
	〔避難又は施設での待機の判断〕 □ 避難の要否を判断しましたか	IV	3	72
	□ 施設内で待機する場合、消防署にその旨を連絡しましたか	IV	3	72
	〔風水害・豪雪発生時の子ども等の避難誘導〕 ＜水害＞ □ 運動靴等動きやすい靴をはかせていますか	IV	3	72
	□ ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所を避けていますか	IV	3	72
	□ 冠水した場合は、先頭の人は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難していますか	IV	3	73
	＜雪害＞ □ 屋根雪が落ちる恐れがあるので、建物の近くを歩かないようにしていますか	IV	3	73
	□ 先頭の人は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくしていますか	IV	3	73
	□ 視界が悪くなるので、障害物や車に注意していますか	IV	3	73
	〔施設内の待機〕 □ 緊急時の備蓄や生活用品が水没しないよう対処していますか	IV	3	73
	□ 施設内に取り残されているのを外部に伝えましたか	IV	3	73
	□ 子ども等の健康管理に気をつけていますか	IV	3	73
	□ 子ども等が施設外へ出たりすることがないように、できるだけ目に届く一箇所に集めていますか	IV	3	73

## 5 感染症に関する体調チェックシート

### 体調チェックシート（職員用）

1. 当日の体調		年	月	日		
①体温	℃					
②入館時体温	℃					
③感染症が疑われる症状						
咳症状	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし		
のどの痛み	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし		
倦怠感	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし		
下痢	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし		
嗅覚・味覚障害	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし		
④その他の症状	(具体的な症状： )					
2. 家族等について						
①同居家族や身近な知人に感染を疑われる人がいる			<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	いない
②同居家族や身近な知人に感染症が疑われる症状がある			<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし

### 体調チェックシート（入館者用）

年月日	年	月	日		
入館時間		退館時間			
名前		所属			
連絡先	電話	メール			
1. 現在の体調について					
①体温	℃				
③感染症が疑われる症状 ※本日および過去2週間に以下の症状があった場合はあるに印をつけてください					
咳症状	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし	
のどの痛み	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし	
倦怠感	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし	
下痢	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし	
嗅覚・味覚障害	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし	
④その他の症状	(具体的な症状： )				
⑤感染症に「感染」とされた方と身近に接している		<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
2. その他					
①同居家族や身近な知人に感染を疑われる人がいる		<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>	いない
②同居家族や身近な知人に感染症が疑われる症状がある		<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし
⑤同居家族や身近な知人に感染症に「感染」とされた方と身近に接した人がいる		<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし
④過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航または当該在住者との身近に接している		<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>	なし

# 児童福祉施設における業務継続計画 (ひな形)

法人名	社会福祉法人〇〇	代表者名	▲▲ ▲▲
施設名 (施設類型)	■●園 (■●●●)	管理者名	△△ △△
所在地	石川県●●	電話番号	×××—××××—×××
作成日	〇〇年〇〇月〇〇日	改訂日	●●年●●月●●日

(本ひな形を使用するに当たっての留意事項)

- このひな形は、児童福祉施設におけるBCPにおいて策定することが有用と考えられる項目と主な記載内容を記載したものです。
- なお、このひな形は、児童福祉施設のBCPにおける「必要的記載事項」的なものを定める性格のものではありません。個々の施設の種別、施設の状況、既に策定されているBCPの内容等を踏まえて策定に努められるべきものであります。また、例えば、個々の施設の状況等に応じて、このひな形や他に参考とする業務継続計画等で記載されている項目を段階的に埋めていくといった形で策定することもあり得ると考えています。

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	2
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	2
II	事前対策	3
1	自然災害・感染症共通事項	3
	（1）地域との連携の推進	3
	（2）防災組織の体制構築	3
	（3）職員の安否確認	4
	（4）人員確保	5
	（5）保護者との連携	5
	（6）関係各所との連携・情報収集	6
	（7）入退館管理	7
2	自然災害の事前対策	8
	（1）非常時に優先的に実施する業務	8
	（2）施設のリスク	8
	①立地条件	8
	②避難場所、避難経路	9
	③避難誘導	9
	④ライフラインの対応策	9
	⑤備蓄品	10
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	10
3	感染症に係る事前の対策	11
	（1）優先的に実施する業務	11
	（2）備品の確保	11
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	11
	（4）職員の体調管理	12
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	12
III	BCP発動時の対策	13

1	<u>自然災害・感染症共通事項</u>	13
	(1) <u>人的応援と受け入れ</u>	13
	(2) <u>物的応援と受け入れ</u>	13
2	<u>自然災害発生時の対応</u>	13
	(1) <u>地震</u>	13
	① <u>発災時の時間経過別の対応</u>	13
	② <u>災害時の地域ニーズへの対応</u>	14
	(2) <u>風水害等</u>	14
	① <u>事前の対策</u>	14
	② <u>発災時の時間経過別の対応</u>	14
	③ <u>災害時の地域ニーズへの対応</u>	15
3	<u>感染症発生に係るBCP発動時の対策</u>	15
	(1) <u>感染症発生時の事前対策</u>	15
	(2) <u>感染が疑われる症状がある者の発生時</u>	15
	(3) <u>感染の可能性が高い者の発生時</u>	16
	(4) <u>感染者発生時</u>	16
	(5) <u>通常業務の再開</u>	16
IV	<u>BCPの検証</u>	17
	1 <u>BCPの検証</u>	17

## I 総則

### 1 想定するリスク

※自然災害（地震、風水害等について、自治体から公表されている被災想定を記載。施設が所在するハザードマップを掲載することも望ましい。）、感染症について、本BCPの「Ⅲ BCP発動時の対策」で定める業務継続のための非常時対策の発動の基準となるリスク想定を記載します。

### 2 策定の目的

※「施設の職員や保護者ととも子ども安全を確保し業務を継続する体制を整える」といった、本BCPを策定する目的を記載します。

### 3 本計画の位置づけ

※施設で既に策定している消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画など、他の非常時・災害時の対応についての計画と本BCPとの関係（災害時等の非常時に業務を継続するために必要な業務を明確化するもの、必要な業務について非常時（ライフラインが制限される状況や職員が少ない状況）に業務継続できるようにするための事前の必要な準備を行うものであること等）を記載します。

#### 4 本計画の目標

--

※①利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保、②子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保、③施設機能の維持、④早期復旧・再開を念頭に本BCPにより達成する目標を記載します。「2 策定の目的」と合わせて記載することも可能です。

#### 5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

--

※本BCPの策定、実施、検証、見直しを担当する部門、担当者の役職等を記載します。

## II 事前対策

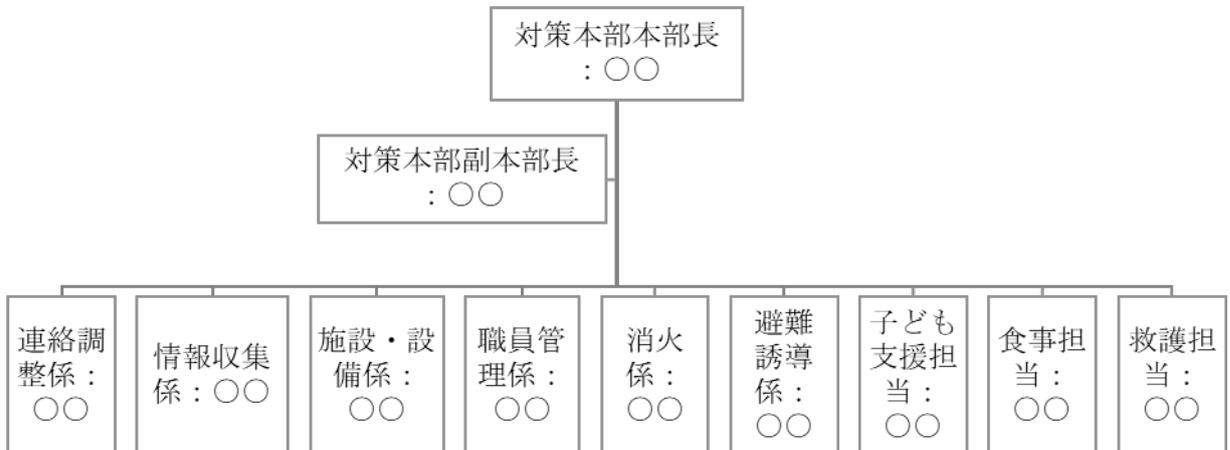
このIIでいう「事前対策」は、災害の発生や感染症の拡大時に先立って平時より実施すべき対策となります。

### 1 自然災害・感染症共通事項

#### (1) 地域との連携の推進

※施設のある地域の地区防災計画、施設・法人と地域との防災協定、福祉避難所の指定等があればその内容を記載し、自治体、町会、自治会等との防災面での地域との連携を推進していくこと等を記載します。

#### (2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者／ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する		
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請		
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整		
情報収集係	感染症発生・被災状況に関する情 報収集を担当する		
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配		
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応		
消火係	初期消火の実施		
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘 導		
利用する子 ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持		
食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成		
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投 薬 感染予防 負傷者の処置		

※施設における非常時の防災組織の①組織図、②役割分担、③担当者、④代行者等を記載します。

### (3) 職員の安否確認

※職員の安否確認を速やかに行うこと、職員の安否確認の方法、体調管理の方法等を記載します。

#### (4) 人員確保

--

※施設へのアクセス状況が悪化している場合を想定した職員の参集の可否、職員の参集ルール、夜間の発災時の人員不足への対応、人手不足の場合の対応、人的応援・物的応援の受入れ方針・体制等を記載します。

#### (5) 保護者との連携

--

※施設内の子どもの無事を確認して保護者に状況を報告するための伝達方法、保護者へ事前に周知することや周知方法等を記載します。

(6) 関係各所との連携・情報収集  
連絡先一覧

	連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段	
行政	●●市町 管轄部署	●●	XXX-XXX-XXXX		
	石川県 管轄部署	□□	XXX-XXX-XXXX		
	管轄児童相談所	▲▲	XXX-XXX-XXXX		
	子ども担当の児童相談所	▲▲	XXX-XXX-XXXX	子どもそれぞれの連絡先	
	管轄保健所	●●	XXX-XXX-XXXX		
	管轄消防署	□□	XXX-XXX-XXXX		
	管轄警察署	▲▲	XXX-XXX-XXXX		
医療	嘱託医	▲▲	XXX-XXX-XXXX		
	看護師	●●	XXX-XXX-XXXX		
	協力医療機関	□□	XXX-XXX-XXXX		
利用する子ども関連	通学する学校	○○小学校	▲▲	XXX-XXX-XXXX	
		○○中学校	●●	XXX-XXX-XXXX	
		○○高等学校	□□	XXX-XXX-XXXX	
	保護者等			それぞれの連絡方法	
協力業者	清掃業者	▲▲	XXX-XXX-XXXX		
	リネン業者	●●	XXX-XXX-XXXX		
	食材関係業者	□□	XXX-XXX-XXXX		
	設備関係業者	▲▲	XXX-XXX-XXXX		
	メンテナンス関係業者	●●	XXX-XXX-XXXX		
	燃料関係業者	□□	XXX-XXX-XXXX		
その他	地域の自治会	●●	XXX-XXX-XXXX		
	ボランティア団体	□□	XXX-XXX-XXXX		
	ボランティアの方：○○		XXX-XXX-XXXX		

## 情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	<a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
防災情報	内閣府 防災情報のページ	<a href="http://www.bousai.go.jp/">http://www.bousai.go.jp/</a>
	石川県 防災情報のページ	<a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/</a>
	●●市町 防災情報のページ	
自治体	●●市町 ホームページ	
	石川県 ホームページ	
	管轄 福祉保健関連部署	
ライフライン	管轄の水道局	
	管轄の電力会社	
	管轄のガス会社	

※災害時・感染症発生時の関係各所への連絡先、情報収集先を洗い出して記載します。

### (7) 入退館管理

※非常時に施設内にいる子どもや保護者を把握するため、入館者の管理方法等について検討して記載します。

## 2 自然災害の事前対策

### (1) 非常時に優先的に実施する業務

--

※非常時に優先的に実施する業務（「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、「防寒・防暑対策」、「宿泊対応」等）を災害発生タイムラインに応じて整理して記載します。

### (2) 施設のリスク

#### ①立地条件

--

※自治体が公表しているハザードマップなどを活用し、施設の立地条件、災害時のリスク等を記載します。

②避難場所、避難経路

--

※避難場所の安全性の確認状況、複数の避難場所の想定、避難経路の安全性の確認状況、複数の避難経路の想定等を記載します。

③避難誘導

--

※施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導の方法等を記載します。

④ライフラインの対応策

--

※停電、断水、ガス停止の際の対応策を記載します。

⑤備蓄品

--

※優先業務を最低3日間継続できるための食料品、水、医薬品、寝具といった備蓄品を備蓄すること、定期的に点検すること、対象となる備蓄品、保管場所、備蓄量、調達先等を記載します。

⑥非常用の持ち出し品・重要書類

--

※非常用の持ち出し品・重要書類を確認し、非常時に持ち出せるようにしておくこと、持ち出す品・書類やその量等を記載します。

### 3 感染症に係る事前の対策

#### (1) 優先的に実施する業務

※非常時に優先的に実施する業務（感染症の予防および生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等））を地域や施設内の感染症拡大状況に応じて整理して記載します。

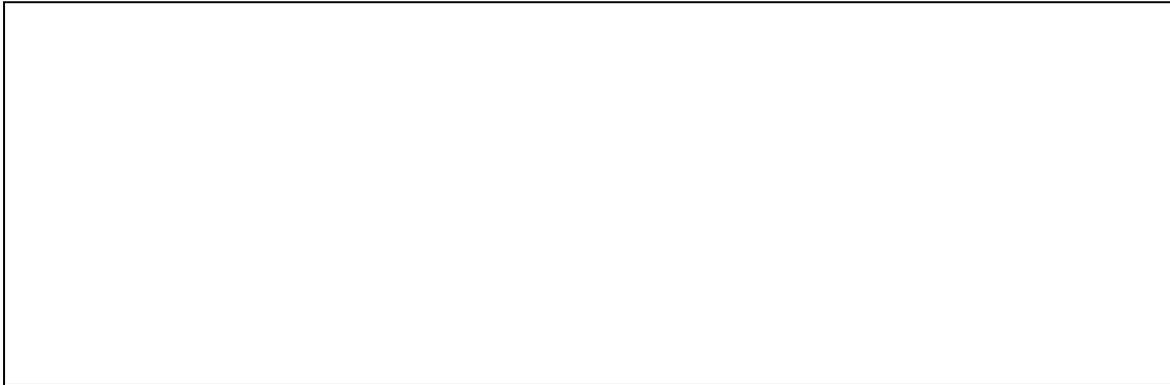
#### (2) 備品の確保

※必要な備蓄品を備蓄すること、定期的に点検すること、対象となる備蓄品、保管場所、備蓄量、調達先等を記載します。

#### (3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

※感染が疑われる症状がある者や感染者等発生時に施設内のゾーニングを行うこと、施設内のゾーニングの方法を記載します。

#### (4) 職員の体調管理



※本BCPが対象としている感染症が国内で発生している状況において、職員の体調把握等を行うことやその方法等について記載します。

#### (5) 施設利用者の体調管理、入退館管理



※本BCPが対象としている感染症が国内で発生している状況において、利用する子ども、出入り業者等の入退館管理、体調把握等を行うことやその方法等について記載します。

### Ⅲ BCP発動時の対策

#### 1 自然災害・感染症共通事項

##### (1) 人的応援と受け入れ

--

※外部からの人的応援の受け入れについて、職員の不足の状況と受け入れた場合のリスク等を考慮して受け入れを判断すること、受け入れる場合の体調管理の方法や対応してもらうことを想定する業務等を記載します。

##### (2) 物的応援と受け入れ

--

※外部からの物的応援の受け入れについて、物資の不足の状況と受け入れた場合の保管場所や分配方法等を考慮して業務等を記載します。

#### 2 自然災害発生時の対応

##### (1) 地震

##### ①発災時の時間経過別の対応

--

※本計画で想定しているリスクに該当する程度の地震の発生から時間経過別の対応について記載します。

## ②災害時の地域ニーズへの対応

--

※施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

### (2) 風水害等

#### ①事前の対策

--

※気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性や避難の必要性を検討することを記載します。また、行政の気象情報を理解し、避難のタイミング等を事前に検討し、記載します。ほか、風水害時等への事前の備えを行う場合も記載します。

#### ②発災時の時間経過別の対応

--

※施設が被災する可能性のある災害が発災した場合の時間経過別の対応について記載します。

#### ③災害時の地域ニーズへの対応

--

※施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

### 3 感染症発生に係るにBCP発動時の対策

#### (1) 感染症発生時の事前対策

--

※海外・国内・地域でBCPの対象となる感染症が発生したが、施設内で感染又は感染が疑われる事例が発生していない段階で実施する対策について、その状況に応じて記載します。

#### (2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

--

※施設を利用する子どもや施設の職員で感染が疑われる症状がある者の発生時の対応について記載します。

#### (3) 感染の可能性が高い者の発生時

--

※施設を利用する子どもや施設の職員で感染の可能性が高い者の発生時の対応について、記載します。

#### (4) 感染者発生時

--

※施設を利用する子どもや施設の職員に感染者が発生した時の対応について記載します。

#### (5) 通常業務の再開

--

※施設内での感染者や感染の可能性の高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務を再開し、一定継続可能となった場合には BCP に基づいた業務継続のための対策を終了する旨記載します。

#### IV B C Pの検証

##### 1 B C Pの検証

--

※B C Pに基づき計画した事項の実施、計画の周知・教育、災害ケースに応じた訓練（避難訓練）の実施、その上でB C Pの課題の洗い出し、見直し・改善等のB C Pの更新を行うことについて記載します。

## 関連規定等

- (1) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について  
(昭和55年1月16日 社施第5号)  
※地震防災応急計画作成要領  
※地震防災応急計画作成例
- (2) 社会福祉施設における防災対策の強化について  
(昭和58年12月17日 社施第121号)
- (3) 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について  
(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)
- (4) 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について  
(平成30年10月19日 厚生労働省事務連絡)
- (5) 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について  
(令和6年11月6日 こ成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号)

## 参考文献等

- ◇石川県地域防災計画（石川県）
- ◇児童福祉施設における業務継続ガイドライン（こども家庭庁）
- ◇保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁）
- ◇保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン（こども家庭庁）
- ◇保育所における安全管理の手引き（石川県）
- ◇高齢者入所施設における安全管理の手引き（石川県）
- ◇保育所における地震等防災マニュアル（静岡県）
- ◇保育所・幼稚園等防災マニュアル作成の手引き（高知県）
- ◇新潟市保育園防災マニュアル（新潟市）
- ◇児童福祉施設における防災・災害対応に係るガイドライン（横須賀市）
- ◇子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―  
(文部科学省)

## 児童福祉施設における防災計画作成指針策定委員会委員名簿

区 分	所属・団体名	職 種	氏 名
学 識 経 験 者	金沢大学人間社会学域地域創造学類	准教授	青木 賢人
施 設 関 係 者	石川県児童養護協議会	会長	北村 幸子
	石川県児童館連絡協議会	理事	羽場 政彦
	社会福祉法人石川県社会福祉協議会 保育部会	部会長	前田 武司
災害福祉専門家	静岡県立大学短期大学部	教授	鈴木 俊文
オブザーバー	社会福祉法人石川県社会福祉協議会	専務理事	永下 和博
	能登6市町児童福祉関係課担当者		

(順不同・敬称略)